

第 2 業務内容と実績

第2 業務内容と実績

I 生活環境施策

1 食品衛生（生活衛生班・食品衛生広域監視班）

（1）食品衛生

ア 食品衛生

目的 飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の健康の保護を図る。

根拠 食品衛生法、食品衛生法施行条例、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例、沖縄県食品衛生監視指導計画

	役割
生活衛生班	・ 食品施設の監視指導 ・ 苦情、違反食品の調査 ・ 食中毒調査 ・ 衛生教育等 ・ 食品収去
食品衛生広域監視班	・ 重点監視施設の監視指導 ・ 苦情、違反食品の検査 ・ 食中毒（疑いも含む）に係る検体の検査、調査 ・ 拭き取り検査 ・ 食品収去検査

成果・実績（生活衛生班）

平成27年度の総監視件数は、4,354件（食品衛生広域監視班の本島内監視件数を含む）であった。（第4統計2-（1）、（3））

また、食中毒事件数は、5件（対前年比3件減）で、病因物質別の事件は、サルモネラ菌属が3件と最も多かった。（第4統計2-（4））

食品の収去は、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査、食中毒菌汚染実態調査、放射性物質検査等で60検体を収去した。（第4統計2-（5））

食品に関する苦情は、98件（対前年度比4件減）あり、有症苦情が多かった。（第4統計2-（6））

衛生教育は、定例で開催している食品衛生講習会（下表）の他、不特定多数の人が訪れる祭りの出店業者や給食施設等を対象にした食品衛生講習会を行っており、開催数は22回、受講者数は973人であった。

※食品衛生広域監視班の監視・収去検査実績（第4統計2-（7）、（8））

イ 食品衛生協会

目的 食品衛生思想の普及向上を図り、食品営業者の自主管理体制を強化し食品に起因する衛生上の危害防止を図る。

根拠 食品衛生法

内容（ア）食品衛生指導員による巡回指導

（イ）食品衛生思想の啓蒙（イベントや食品衛生講習会等の開催）

（ウ）優良業者等の表彰

（エ）賠償共済への加入促進等

成果・実績

平成27年度は沖縄県食品衛生協会中部支部として食品衛生指導員による巡回指導や食品衛生責任者養成講習会の実施及び会員の経営安定と消費者保護の為の食品営業賠償共済の加入推進などの事業を行った。

新規継続の講習会		食品衛生責任者養成講習会		巡回指導	食品営業賠償共済
回数	受講者数	回数	受講者数	件数	加入者数
52	1826	6	661	5,636	4,287

2 環境保全（環境保全班）

（1）大気汚染防止対策

ア 大気汚染防止

目的 大気汚染防止を図る。

根拠 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、沖縄県生活環境保全条例

内容 上記法令に基づき、ばい煙発生施設、（一般）粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業等の届出に関する指導及び公害発生防止に関する監視業務を行っている。

届出状況 (平成27年度)

根拠法令・条例	特定施設の種類の種類	届出の種類	件数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	設置届	8
		使用廃止届	8
	一般粉じん発生施設	設置届	7
		使用廃止届	0
	特定粉じん排出等作業届出数		
ダイオキシン類対策特別措置法	大気基準適用施設	設置届	0
		使用廃止届	0
沖縄県生活環境保全条例	ばい煙発生施設	設置届	2
		使用廃止届	1
	粉じん発生施設	設置届	5
		使用廃止届	0

イ フロン排出抑制法に基づく登録関係

目的 オゾン層の保護及び地球温暖化防止。

根拠 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）

内容 フロン類を含む業務用のエアコン、冷凍・冷蔵機器を整備・廃棄する際には、都道府県の登録を受けた事業者には、都道府県の登録を受けた事業者には、保健所においては事業者の登録指導等を行っている。

登録状況 平成28年3月31日現在の第一種フロン類充填回収業の管内登録業者数は93件であった。

（2）水質汚濁防止対策

ア 事業場排水対策

目的 公共用水域の水質汚濁防止。

根拠 水質汚濁防止法、沖縄県生活環境保全条例

内容 河川や海域等の公共用水域の水質汚濁防止を図るため、水質汚濁防止法等に規定される特定施設（畜舎、宿泊施設、工場等）の設置届出に係る審査・指導及び既設事業場等の排水基準遵守状況の監視・指導を行っている。

届出状況

(平成27年度)

届出種類	件数	内 訳 等
設置届	48	旅館業、病院、研究施設、し尿処理施設等
構造変更届	6	旅館業、研究施設、病院等
その他 (承継、氏名変更、廃止届等)	36	旅館業、し尿処理施設、研究施設、 バッチャープラント、畜舎等

イ 公共用水域の水質監視

目 的 公共用水域の水質の監視

根 拠 水質汚濁防止法 平成27年度公共用水域の水質測定計画

内 容 比謝川、天願川、金武湾、与勝海域の環境基準の維持達成状況等の監視
調査及び海水浴場(年間利用者1万人以上)の水質調査を行っている。

調査結果 第4統計3-(2)、第4統計3-(3)に示す。

(3) 赤土等流出防止対策

目 的 赤土等の流出による公共用水域の水質汚濁防止。

根 拠 沖縄県赤土等流出防止条例

内 容 1千㎡以上の土地の区画形質の変更(宅地造成、農地造成等)を行う者は、
沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届出(民間)又は通知(公的機関)を予め
行う義務があり、保健所ではその審査・指導及び監視を行っている。

届出状況 平成27年度における通知・届出件数は298件であった。(第4統計3-(4))

(4) 土壌汚染対策

目 的 土地の形質変更による汚染土壌の拡散を防止し、人への健康被害を防ぐ。

根 拠 土壌汚染対策法

内 容 3千㎡以上の土地の形質変更を行う者は、着手の30日前までに届出を行う
義務があり、保健所ではその審査を行い、その結果、汚染のおそれがある
と認められる場合は土壌汚染状況調査の実施命令を行っている。

届出状況 平成27年度における届出件数は122件、調査命令件数は0件であった。
(第4統計3-(5))

(5) 廃棄物対策

目 的 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、
処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の
保全及び公衆衛生の向上を図る。

根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関す
る法律、ちゅら島環境美化条例

内 容 廃棄物の排出事業者、処理業者及び処理施設に対する監視・指導、廃棄
物不法投棄防止のためのパトロール、ちゅら島環境美化条例の県民、事業
者等への周知。

立入・指導実績

平成27年度は、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び処理施設に対し、
延べ427件の立入検査を行い、28件の文書指導を行った。また、市町村及び
警察署等関係機関との連携による廃棄物不法投棄防止のための一斉パトロ
ールを実施した。

(6) 浄化槽

目的 浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

根拠 浄化槽法、沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

内容 浄化槽の設置等に係る各種届出書の受付及び審査、台帳の作成による設置状況の把握、浄化槽保守点検業の登録及び浄化槽の維持管理に関する指導等を行っている。

設置基数

平成27年度末現在、管内の浄化槽設置基数は、単独処理浄化槽が20,723基、合併処理浄化槽が9,495基の計30,218基である（台帳登録件数）。当所では、浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する知識の向上を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう助言、指導を行っている。

(7) 公害苦情処理

内容 住民等からの公害関係苦情に係る現場調査及び行政指導等を行っている。

公害関係苦情処理件数 (平成27年度)

苦情の種類	処理件数	発生源等
大気汚染（ばい煙・粉じん・アスベスト）	1	事業所
水質汚濁（事業場排水・浄化槽・赤土等）	2	個人住宅
騒音・悪臭	4	事業所
その他（廃棄物関係・野外焼却等）	5	事業所、個人
合計	12	

(8) 水質汚濁に係る事故処理

内容 公共用水域における魚類のへい死事故、油流出事故及び米軍基地由来の排水事故に係る現地調査、原因究明及び未然防止に係る指導を行っている。

処理件数

事故処理件数 (平成27年度)

事故の分類	件数
魚類のへい死	1
油流出事故	3
米軍基地関係排水事故	0
その他	0
合計	4

3 生活衛生（生活衛生班）

(1) 簡易専用水道

目的 簡易専用水道の管理を適正に行う。

根拠 水道法

内容 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、有効容量10m³を超える受水槽を「簡易専用水道」といい、設置者は保健所への届出及び貯水槽の清掃・定期検査等の維持管理が義務づけられている。

成果・実績

平成26年度は8件の設置届があり、管内の届出総数は800件となっている。

年1回の定期検査の実施状況は96%であった。宜野湾市・沖縄市・うるま市は平成25年4月より、水道法に基づく事務等の権限について移譲された。

(2) 生活衛生関係営業施設

目的 理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場の業務が適正に行われ、もって公衆衛生の向上を図る。

根拠 理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法

内容 理容所、美容所、クリーニング所の開設時の検査確認、旅館業、公衆浴場、興行場の許可申請時の検査を行う。また、営業施設の監視指導を行う。

成果・実績

平成26年度は、理・美容所等の62件の開設届を受理し、旅館業等の41件を新たに許可した。

平成26年度生活衛生関係営業施設届出・許可件数

区分	理容所	美容所	クリーニング所	旅館業	公衆浴場	興行場
開設・許可	10	52	14	41	0	1
変更	6	40	24	11	1	0
廃止	6	32	8	8	0	0
その他	7	19	0	3	0	0

※廃止項目には保健所が行う廃業確認調査を含む。

(3) 建築物衛生関係施設

目的 建築物における衛生的な環境の確保を図りもって公衆衛生の向上及び増進に資する。

根拠 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

内容 特定の用途、延べ床面積3,000㎡以上を有する建築物（特定建築物）の所有者は、建築物環境衛生管理技術者を選任し保健所へ届出なければならない。さらに、建築物衛生管理基準に従った維持管理も義務づけられている。また、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」を営んでいる者は、県知事の登録を受けることができ、現在では以下の8業種が定められている。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 建築物清掃業 | 5 建築物飲料水貯水槽清掃業 |
| 2 建築物空気環境測定業 | 6 建築物排水管清掃業 |
| 3 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 7 建築物ねずみ昆虫等防除業 |
| 4 建築物飲料水水質検査業 | 8 建築物環境衛生総合管理業 |

平成26年度建築物衛生関係届出件数

区分	特定建築物	登録営業所
新規届・登録申請	3	3
変更	13	11
廃止	0	3

(4) 墓地・納骨堂・火葬場

目的 墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること

根拠 墓地、埋葬等に関する法律

内容 許可申請のあった墓地等について書類審査、現地調査を行う。

成果・実績

平成26年度の個人と法人墓地の許可件数は、それぞれ5件と0件だった。

嘉手納町を除く管内の10市町村については、平成21年4月から平成26年4月の間に、法律に基づく墓地等経営許可等の権限について移譲された。

(5) 海洋危険生物危害防止

目的 ハブクラゲ等海洋危険生物による危害を未然に防止する。

根拠 ハブクラゲ等危害防止対策事務処理要領

内容 海洋危険生物の発生状況、刺咬症情報等を収集し、県民及び観光客等への情報提供や予防対策の指導を実施。管内の海水浴場やホテル、旅館などにポスターやパンフレットを配布し、利用者へ注意を促すとともに、管理者には、遊泳区域のネットの設置などを依頼している。

被害状況 平成27年度の中部保健所管内被害件数は海洋危険生物全体で141件（内ハブクラゲは116件）だった。

(6) ハブ対策

目的 管内市町村のハブ対策について関係機関と連携を図り、ハブ咬症の未然防止に努める。

根拠 沖縄県ハブ対策基本計画、沖縄県ハブ対策連絡協議会設置要綱

内容 中部保健所管内ハブ対策地区協議会設置要綱を定め、所内におけるポスター掲示及びポスター、パンフレットの配布など啓発活動を実施した。

4 医務薬務（生活衛生班）

(1) 医事

目的 医療従事者免許申請事務と併せて、病院、診療所等医療施設の構造設備を確認、指導すること等により管内における適切な医療提供体制の確保を図る。

根拠 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法等。

内容 免許申請、許可申請又は届出のある件につき書類審査又は現地調査を実施する。

ア 業務

医師など医療の担い手は、医療を受ける住民に対して良質で適切な医療を行う責務があるため、専門的知識と技能を保持するとともに、住民の健康な生活を確保するという公共的な任務を有する。このため、これらの資格を高い水準で定める免許制度となっている。

保健所では、医療従事者の関係法律により、免許申請を受け付けている。

また、病院、診療所、施術所など保健医療施設の開設等に伴う届出等の受理、施設検査等を行っている。

管内の29病院を対象に、毎年1回、医療法第25条に基づく立入検査を実施している。

病院医療監視といわれるものであるが、医療事故防止や院内感染防止対策など適正な医療の確保に資するため、医療法上の医療従事者数、管理、帳票・記録、業務委託、防火・防災体制及び放射線管理の6部面にわたり検査を実施している。

イ 市町村別医療施設状況

平成28年3月末現在の管内医療施設は病院29施設、診療所が438施設となっている。

なお、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）により、病院とは医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの、診療所とは医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものとそれぞれ定義されている。

ウ 管内病院施設

管内にある29の病院については、第5資料の病院施設の項に一覧表を掲げる。

(2) 薬事

目的 薬剤師免許申請事務と併せて、薬局、医薬品販売業等の構造設備を確認、指導することにより管内における適正な医薬品等の供給体制の確保を図る。

根拠 薬剤師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等。

平成26年6月12日に薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）が施行された。その主な改正点は、医薬品の販売区分の見直し（要指導医薬品の区分を追加）、医薬品のインターネット販売区分の見直し（第3類医薬品に加え、新たに第1類医薬品、第2類医薬品をインターネット販売が可能な区分に追加）等である。

また、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）により、旧薬事法は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称：医薬品医療機器等法、以下略称で記載。）」に名称が改められ、平成26年11月25日に施行された。改正の主な目的は、医薬品、医療機器等に係る安全対策の強化、医療機器の特性を踏まえた規制の構築、再生医療等製品の特性を踏まえた規制の構築等である。

内容 免許申請、許可申請又は届出のある件につき書類審査又は現地調査を実施する。

ア 業務

医薬品は医療上有用であり、その品質、有効性及び安全性の確保が必要であることから、医薬品医療機器等法に基づく薬局、医薬品販売業などの店舗等の監視指導を実施している。

そのほか、毒物及び劇物はその使用目的を誤ると、公衆衛生上の危害が大きくなることなどから、毎年、危害防止運動月間を設定し、住民に周知を図るとともに毒物・劇物の適正管理等について関係登録施設の監視指導を行っている。

麻薬は疼痛緩和など医療上有用であることから、その施用等にあたっては県知事の免許を受けて行うことができる。関係申請書等は保健所において受け付けている。

イ 薬局及び医薬品販売業許可施設数

管内に所在する薬局、医薬品販売業店舗数は第4統計5-(2)のとおりである。

ウ 毒物劇物取扱施設

管内に所在する毒物劇物販売業の登録店舗数等は第4統計5-(3)のとおりである。

エ 薬物乱用防止

薬物乱用は単に乱用者自身の精神や身体の問題にとどまらず、家庭内の暴力などによる家庭の崩壊など社会全体の問題となることから、毎年、薬物乱用防止運動を展開し、住民に対して薬物乱用のおそろしさ、関係法律の厳しい規制等周知を図っている。

麻薬、覚せい剤、シンナーなどの薬物乱用について、管内には、知事から委嘱を受けた薬物乱用防止指導員が39名おり、各地域において薬物乱用防止の草の根運動を行っている。

(3) 献血思想の普及

現在、血液の機能を完全に代替できる手段がないため、医療において輸血は欠かすことのできない治療法であり、必要な血液を確保するには、住民の献血（400mL・200mL・成分）によらなければならない状況である。

なお、平成14年7月25日、血液製剤の安定供給をめざす「国内自給の確保」を基本理念とした「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が成立し、同年7月31日公布された。

献血事業推進については、各市町村に献血の一層の推進を図るため組織されている、献血推進協議会との連携を強化していく取り組みへシフトしている。

II 健康づくり施策（健康推進班）

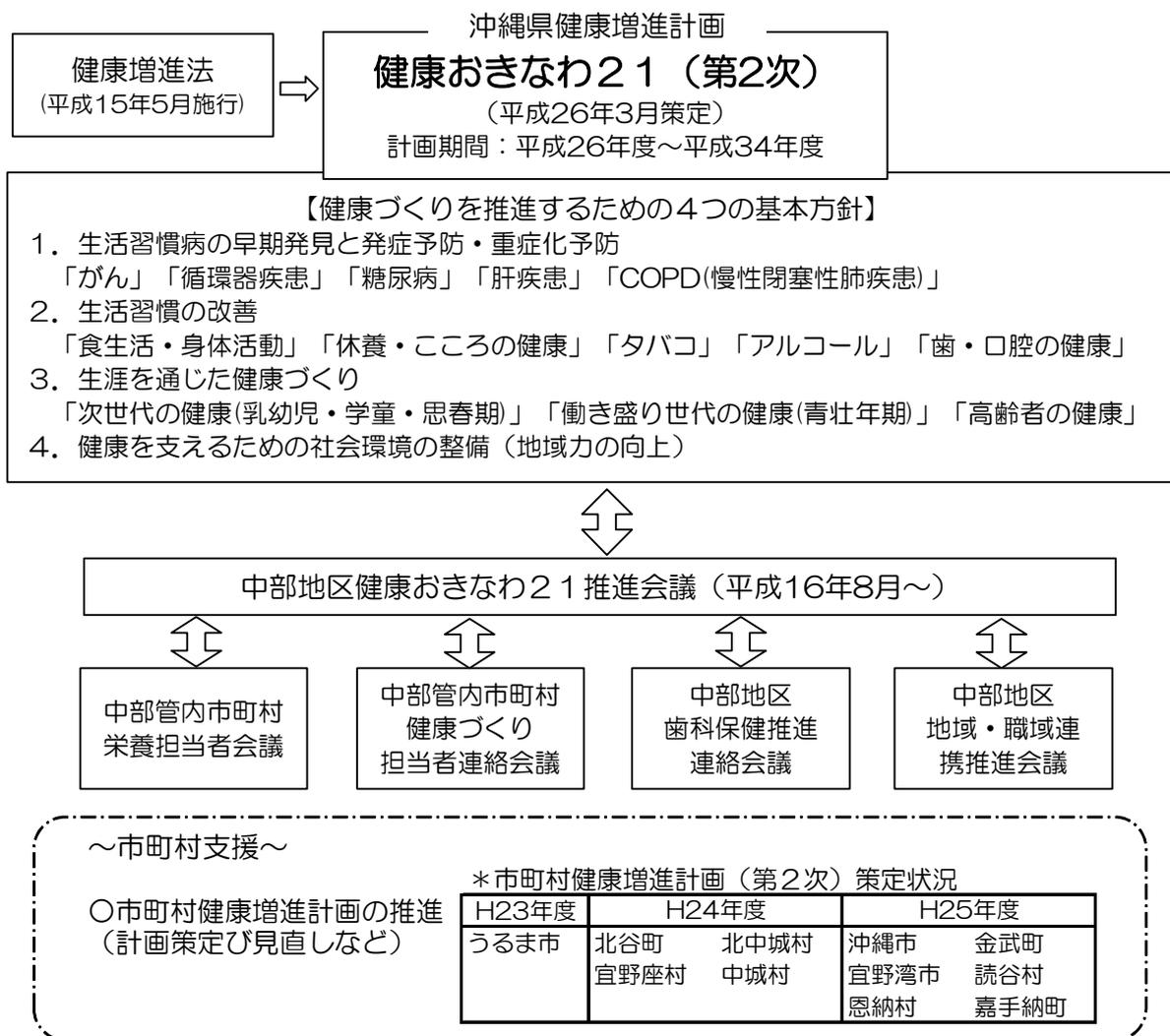
1 健康おきなわ21（第2次）の推進

【根拠法令及び目的】

沖縄県では、平成14年1月に「早世の予防」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を目的とする県の健康づくり指針として「健康おきなわ2010」を策定。平成20年3月には、前計画の目的を引継ぎ、長寿世界一復活に向けた行動計画として「健康おきなわ21」へ改定し、県民一体の健康づくり運動を推進してきた。しかし、平成22年都道府県別生命表(平成25年2月公表)で、本県の平均寿命は男性が25位から30位へ、女性は1位から3位へ順位を下げ、長寿県としての地位は危機的状況となった。この状況をふまえ平成26年3月に、「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図り、「2040年に男女とも平均寿命日本一」を長期目標とする「健康おきなわ21（第2次）」（健康・長寿おきなわ復活プラン）を策定した（健康増進法第8条に基づく健康増進計画として策定）

県民一人ひとりが主体的に健康づくりを行い、家庭や学校、地域、職場等の社会環境に働きかけるしくみをつくり、行政機関や各種団体等の関係機関と連携し社会全体で健康づくりを総合的に推進していく。

○中部地区における健康おきなわ21（第2次）の事業展開



(1) 健康増進事業等

ア 中部地区健康おきなわ21推進会議の開催

目的：健康おきなわ21を中部地区において推進し、健康づくり運動を積極的に推進するとともに、市町村健康づくり計画の策定、モニタリング、評価を支援する。

<第1回>

日時：平成27年9月3日（木）14:00～16:00

場所：中部保健所 3階 研修室

内容：①高血糖と糖尿病対策について

（報告及び情報提供）

- ・ 沖縄県、中部保健所管内市町村の現状及び課題（事務局）
- ・ 地域ぐるみの医療糖尿病連携（おきなわ津梁ネットワーク現況と課題）
中部地区医師会 地域保健担当理事 砂川博司先生
- ・ 歯周病と糖尿病について（歯周病が全身に及ぼす影響）
中部地区歯科医師会 地域保健担当理事 野原昭彦先生

（意見交換）：発症予防・重症化予防について（関係団体の取組等）

②その他

沖縄県禁煙施設認定推進制度について（学校等での認定状況について）

<第2回>

日時：平成28年2月18日（木）14:00～16:00

場所：中部保健所 3階 研修室

内容：①がん検診について（検診受診率及び精密検査受診率の向上について）

（報告）

沖縄県・中部保健所管内市町村の現状及び課題

（意見交換）

多くの人が検診を受けるための方策について、行政だけでなく地域、学校、職場等の各関係団体と連携した取り組みについて

②情報提供：全国がん登録について

イ 中部管内市町村健康づくり担当者連絡会議の開催

目的：管内市町村及び県が実施している健康づくり事業について、保健所と市町村が各々に把握し、情報交換を行うことにより、健康づくり事業の効果的・効率的な実施、今後の計画への活用を図る

日時：平成27年7月3日（金）14:00～16:00

場所：中部保健所 3階 研修室

内容：①中部保健所健康推進班健康増進グループの事業等について

（栄養情報提供店、沖縄県禁煙施設認定推進制度、節酒カレンダーアプリ）

②市町村健康づくり事業計画・がん検診実態調査について

③がん検診について

- ・ 平成26年度に県で実施された生活習慣病検診管理協議会から
沖縄県保健医療部健康長寿課 健康企画班

- ・ 地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診の対象車数及び受診者の算出について

④仲間de健康づくりについて（これまでの事業実績とシステムの活用）

ウ 市町村健康増進事業等情報交換会

目的：市町村が実施する健康増進事業、生活習慣病予防対策及びがん検診等についての取り組み状況や課題を把握し、市町村に応じた支援と情報提供を行う。
また、管内の健康づくり等の課題について把握する。

期間：平成27年5月19日（火）～6月16日（火）

実施市町村：管内全市町村（11市町村） ＊各市町村に出向いて実施

エ 市町村健康増進計画の推進

市町村健康づくり推進協議会へ委員及びオブザーバーとしての参加及び情報提供の実施（宜野湾市・沖縄市・うるま市・宜野座村・嘉手納町・北谷町・北中城村）

オ 生活習慣病対策

（ア）普及啓発

a 健康増進普及月間における生活習慣病予防に関するパネル展示及びパンフレット配布

期間：平成27年9月28日（月）～10月5日（月）

場所：イオンモール沖縄ライカム

b 女性の健康週間におけるパネル展示及びパンフレット配付

期間：平成28年3月1日（火）～3月10日（木）

場所：沖縄銀行 美里支店 ロビー

c 市町村及び関係機関へのパネル等の貸出やパンフレット配布

（イ）中部地区における医療連携の推進

a 糖尿病連携

平成19年に中部保健所で開催した「中部地区糖尿病連携会議」をきっかけに、中部地区医師会に「中部地区糖尿病標準治療推進委員会」が設置され、地域の糖尿病患者を地域の医療機関で支援することを目指し、研修会、勉強会、糖尿病地域医療連携システムの構築を担っている。

保健所は委員として参画するとともに、地域と医療の連携に係る調整を行っている。

(2) 地域・職域連携推進事業

ア 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている、がん・心臓病・脳血管疾患・糖尿病等の生活習慣病を予防するためには、個人の主体的な健康づくりへの取り組みに加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた継続的な健康管理の支援が必要である。

地域保健・職域保健の連携により、特に働き盛り世代の生活習慣病予防対策及び健康増進を図るため、健康情報を共有し、保健事業実施における協働、相互の社会資源の活用を図ることを目的とする。

イ 根拠

平成18年6月30日付け健発第0630003号 厚生労働省健康局長通知「地域保健医療等の推進事業の実施について」の「地域・職域連携推進事業実施要綱」

一部改正：平成21年4月1日付け健発第0401005号

ウ 事業内容

(ア) 中部地区地域・職域連携推進会議の開催

内容：健康教育・健診・保健指導について

①報告

a 健康教育・健診・保健指導について（概要）

b 健康教育・健診・保健指導の実施状況と課題について（委員報告）

市町村（うるま市・嘉手納町）、協会けんぽ、労働基準監督署、産業保健センター、平安座総合開発

②意見交換

a 課題改善に向けての取り組みについて

一次予防（健康教育等）、二次予防（健診・保健指導）

日時：平成27年8月14日（金） 14時～16時

場所：中部保健所 1階 小会議室

(イ) 中部地区地域・職域連携推進研修会の開催

内 容：「脳心臓・血管を守る」

①講義

a 沖縄県の働き盛り世代の健康状況について

b 循環器疾患（心疾患・脳血管疾患等、血管の動脈硬化によって引き起こされる疾患）の予防について

講 師：間仁田 守 氏（那覇市立病院 循環器内科 科部長）

対 象：市町村健康づくり担当者、事業所健康管理担当者等

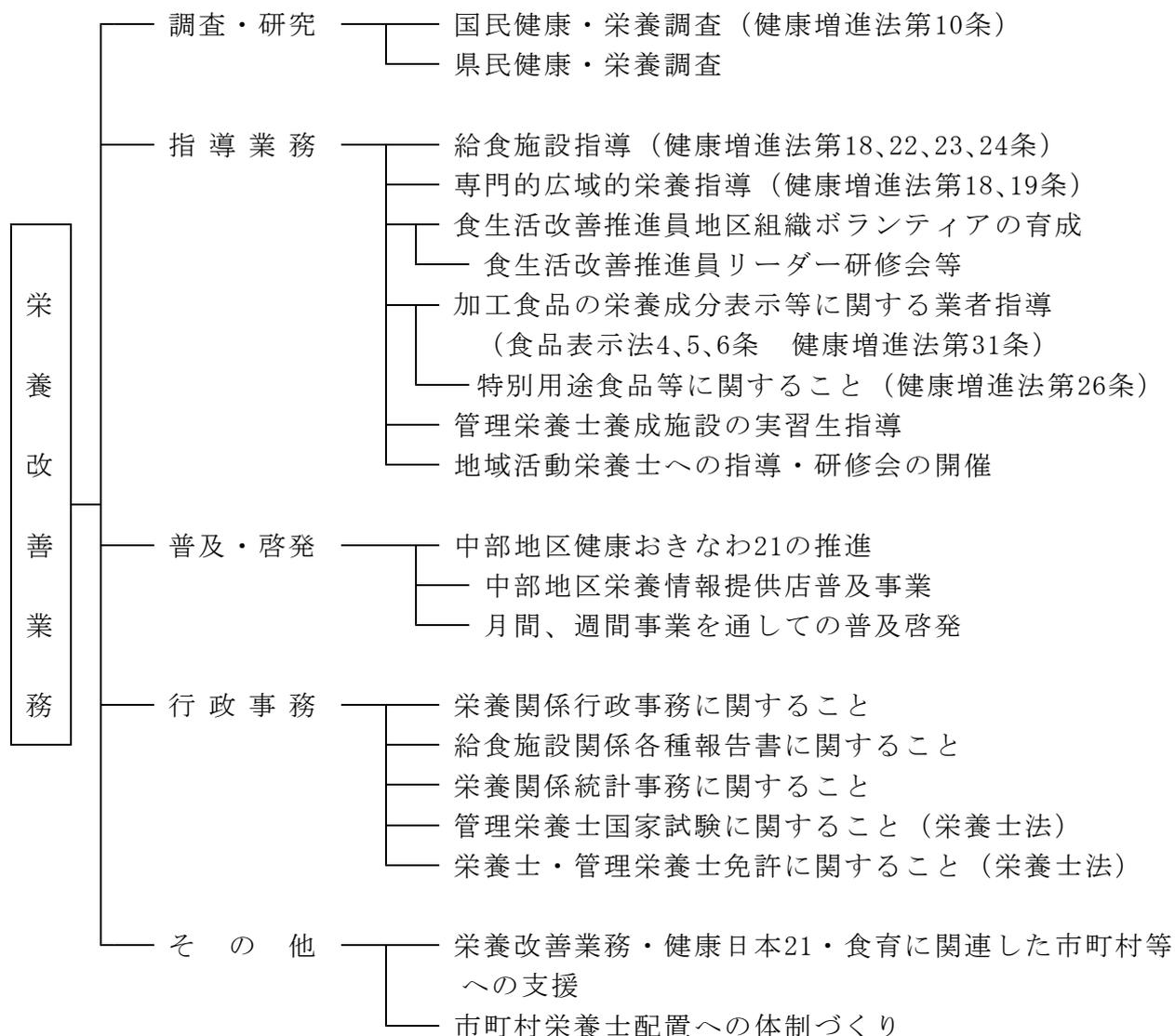
日 時：平成27年11月30日（月） 14時～16時

場 所：中部合同庁舎 4階 第1・2会議室

参加者：42名

(3) 栄養改善事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的として、地域住民の栄養と健康の現状を把握分析するための調査研究事業、専門的・広域的栄養指導、市町村支援、給食施設の栄養管理指導、食品関係企業等への栄養成分表示指導、食生活改善推進員地区組織の育成及び行政事務等の栄養改善事業を実施している。



ア 栄養指導

健康増進法第18条第1項第1号に基づき、住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を要するものを行う。

表1 栄養指導業務

個別指導					集団指導（延人員）							
					母子		生活習慣病		健康増進		その他	
母子	生活習慣病	健康増進	その他の疾病	その他	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
1	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 給食施設指導

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設と特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行っている。

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を言う。

表2 給食施設指導状況

個別指導						集団指導	
学校	病院	児童福祉施設	老人保健施設 老人福祉施設	社会福祉施設	その他	回数	延施設数
46	16	165	15	26	59	5	215

ウ 栄養成分表示等に関する相談・指導

肥満や生活習慣病の増加を背景として、食を通じた健康づくりに対する県民の関心が高まっている。

県民の食品選択を支援する観点から、食品の栄養成分について名称や含有量などをわかりやすく適正に表示し、加工食品等の栄養成分に関する適切な情報の提供を目的として、食品関係企業へ対し、加工食品の栄養成分表示等の相談及び指導を行っている。

表3 栄養成分表示等の相談・指導状況

栄養成分表示	特定保健用食品等
137件	0件

エ 研修会等の開催状況

市町村の栄養改善業務や健康づくり担当者、食生活改善推進員地区組織や地域活動栄養士の相互の連携と知識の向上を目指すため研修会及び会議を開催している。

表4 研修会開催状況

開催年月日	会議・研修会内容	参加人数
6月30日	市町村栄養担当者会議	16人
12月21日	地域活動栄養士研修会	31人
3月3日	糖尿病予防推進リーダー研修会	54人

オ 地区組織の育成

食を通じた健康づくりを推進するため、栄養の知識・技術を習得した食生活改善推進員が市町村健康づくり事業及び食生活改善推進員中部支部事業で活躍している。各市町村の食生活改善推進協議会及び中部支部結成状況は表5のとおりである。

表5 市町村食生活改善推進協議会結成状況

平成28年3月現在

市町村名	協議会結成年月日	協議会会員数
沖縄市	平成元年5月29日	150人
うるま市	平成18年6月1日	59人
読谷村	平成12年1月11日	34人
宜野湾市	平成15年4月1日	50人
嘉手納町	平成19年5月31日	34人
北谷町	平成20年5月26日	30人
中部支部	平成14年12月12日	357人

カ 中部地区栄養情報提供店普及事業

食環境整備事業として、飲食店との協働によりメニューの栄養成分表示や栄養・健康に関する情報を提供し、住民がその情報を参考にして外食を選択し、正しい食生活の実践につなげることを目的として平成19年度より実施している。平成27年度も市町村との協働により登録店舗数が増加した。

(ア) 事業の説明及び講習会の開催

a 食品衛生講習会での事業説明：47回

(イ) 登録店舗数：45件（平成28年3月末現在）

* 栄養情報提供店アンケート調査実施により閉店したお店を削除した。

キ 栄養士免許・管理栄養士免許関係

栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条に基づき申請業務を行っている。その状況は表6のとおりである。

表6 管理栄養士免許・栄養士免許申請等状況

平成27年度

管理栄養士			栄養士			合計
申請	訂正	再交付	申請	訂正	再交付	
27	16	1	25	11	1	81

ク 国民健康・栄養調査、県民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査及び県民健康・栄養調査を実施し、管内健康づくり及び栄養改善事業に活用している。

< 国民健康・栄養調査 >

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施されている。

< 県民健康・栄養調査（5年に1回実施） >

県民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、県民の健康増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に沖縄県が実施するものである。

表7 調査概要

調査年度	区分	調査地区	世帯数	世帯人数	備考
平成21年度	国民	宜野湾市	11	22	
		うるま市	18	41	
平成22年度	国民	宜野湾市	18	30	
		北中城村	11	25	
平成23年度	国民	沖縄市	13	46	*平成23年度沖縄市（1地区）は国民・県民重複 *平成23年度県民健康・栄養調査は栄養摂取状況調査 ①有②無の地区に分けて実施
	県民	うるま市①	26	66	
		うるま市②	19	78	
		宜野湾市①	39	103	
		宜野湾市②	26	60	
		沖縄市①	27	42	
		沖縄市②	37	106	
		沖縄市③	13	46	
		読谷村	43	95	
北谷町	35	68			
平成24年度	国民	宜野湾市①	44	135	*平成24年度は大規模調査の 為調査地区数、1調査区当 たり世帯数を拡大し実施
		宜野湾市②	21	35	
		沖縄市①	41	138	
		沖縄市②	28	68	
平成25年度	国民	うるま市	15	36	
		金武町	9	19	
平成26年度	国民	沖縄市	9	20	
平成27年度	国民	宜野湾市	14	19	

(4) 歯科保健事業

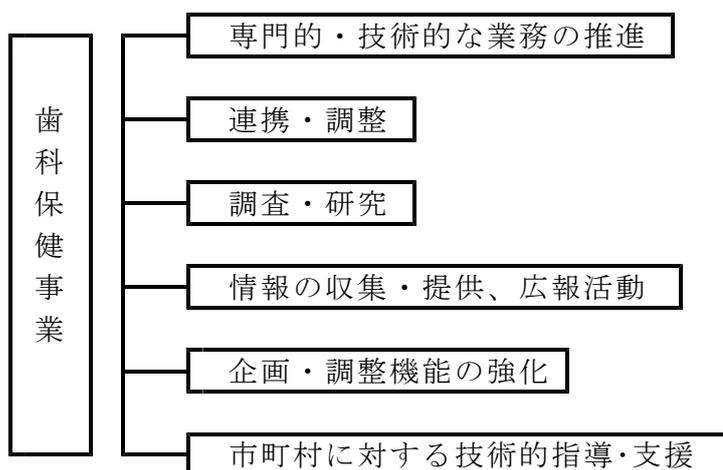
歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するだけでなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となるものである。

歯及び口腔の健康を保持していくために「8020運動」を推進し、各ライフステージに応じた歯科保健対策を行い歯及び口腔の健康増進に努めている。

(法的根拠)： 地域保健法（第5条第1項）、健康増進法（第2章第7条第6号）

歯科保健業務指針（H9年3月健政第138号）

歯科口腔保健の推進に関する法律（H23年8月法律第95条）



ア フッ化物応用事業（8020特別対策事業）

(ア) 中部管内歯科保健推進連絡会議

健康おきなわ21「歯の健康」を推進するとともに、管内の歯科保健に関する課題の共有や対策について意見交換を行なった。

(日時)：平成28年3月4日（金）14時～16時 11名参加

(主題等)：「健康おきなわ21～歯の健康～」管内の歯科保健状況、関係機関の歯科保健活動状況、今後の歯科保健対策について

(イ) 歯科保健研修会（フッ化物応用研修会）

フッ化物の安全性やむし歯予防の効果について理解を深め、地域において推進することを目的に開催した。

(日時)：平成27年11月19日（木）14時～16時30分

(対象等)：市町村母子保健並びに保育担当者、保育施設職員など
参加者63名

(内容)：講演テーマ「フッ素を活用し、強い歯を保とう」

講師 歯科医師 野原 昭彦先生

(中部地区歯科医師会地域保健担当理事)

報告①「中部管内の市町村及び保育施設の歯科保健状況」

中部保健所 歯科医師

報告②「保育園におけるむし歯予防の取り組み」

海の子保育園並びに夢の子保育園の各主任保育士

イ オーラルアップ事業（8020特別対策事業）

(ア) 口腔ケア研修会

高齢者を介助する方が口腔ケアの必要性と対応について知識を習得し、実践することで、高齢者の口腔衛生および口腔機能を向上させ、QO

Lの高い生活を送れるようにするため開催した。
 (日時)：平成28年1月29日(金)14時～16時
 (対象等)：中部管内高齢者福祉施設・介護施設職員 参加者：91名
 (内容)：(1)講話「口腔ケアの基本及び手順について」
 (2)実地指導「口腔ケアの実践について」

ウ 普及啓発事業

- (ア)「歯の衛生週間(平成27年5月28日～6月10日)」パネル展示
 (テーマ)：「おくりたい未来の自分にきれいな歯」*厚生労働省より
 (場所)：サンエー具志川メインシティー1F
 (内容)：ポスターの作成・展示(世界禁煙デーパネルと同時に展示)
 「デンタルフェア中部」(歯科医師会主催・沖縄市民会館中ホール)
 開会式時に保健所長出席・テープカット
- (イ)健康増進普及月間パネル展(健康づくり関連)
 (場所)：イオンモール沖縄ライカム
 (内容)：むし歯・歯周病予防について、パンフレット配布
- (ウ)女性の健康週間パネル展
 (場所)：沖縄銀行美里支店ロビー
 (内容)：歯周病予防
- (エ)食品衛生講習会時の歯周病予防に係るチラシ配布 1,635名(46回)

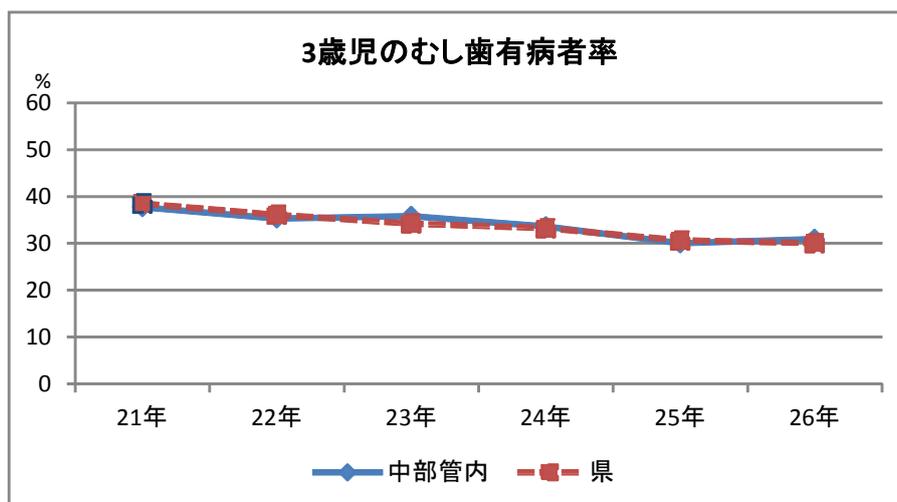
エ その他調査等(主体：県健康増進課)

- (ア)市町村歯科保健状況調査(平成27年10月) 管内計11市町村対象

オ 情報の収集・提供

- (ア)管内市町村幼児(3歳児)の口腔状況について既存データの収集

表3 管内幼児(3歳児)の口腔状況



社) 沖縄小児保健協会報告書よりグラフ作成

カ 市町村に対する技術的な指導・支援

市町村、保育所等へ歯科保健関連データ及びフッ化物洗口の指導助言や歯周病予防や介護予防事業における口腔機能の向上等の資料提供

(5) タバコ対策

ア 法的根拠

平成24年7月10日付厚生省発健発0710第1号厚生労働健康局長通知「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部改正について」各論「喫煙」

平成14年8月2日「健康増進法」公布、平成15年5月1日施行。第25条「受動喫煙の防止」

タバコの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護する目的で平成17年2月に「タバコの規制にする世界保健機関枠組条約」が発効。

イ 事業内容

(ア) 受動喫煙防止対策

a 沖縄県禁煙施設認定推進制度の実施

平成27年度は医療機関1施設、飲食店11施設、保育施設10施設、学校24施設の計46施設が認定された。

平成28年3月末現在、公表希望施設でトータル敷地内完全禁煙施設166施設、施設内完全禁煙施設170施設となっている。

平成27年度に認定要件の充足状況を確認するため実施した現況調査は、敷地内完全禁煙施設が71施設、施設内完全禁煙施設が42施設である。

b 「中部地区健康おきなわ21推進会議」、「地域・職域連携推進協議会」、市町村主催「健康づくり推進協議会」にて、「沖縄県禁煙施設認定推進制度」に関する情報提供を行った。

c 沖縄県禁煙施設認定制度推進ミニ講話

食品衛生講習会において管内飲食店関係者を対象に年46回実施。参加者1,635名。

(イ) 喫煙防止対策

a 労働安全衛生大会にて講話

建設業従業員対象に行った。6/19、参加者60名

(ウ) 未成年者の喫煙防止対策及び禁煙支援

a 市町村健康づくり関係者・沖縄県薬物乱用防止協会、その他関係機関へ喫煙防止教材（パネル、媒体）の貸し出し

b 管内禁煙治療医療機関一覧のチラシ作成

c 来所・電話による禁煙に関する相談

(エ) 普及啓発

「世界禁煙デー」（5月31日）及び「禁煙週間」（5月31日～6月6日）

2015年世界禁煙デー(WHO)のスローガン「たばこ製品の不法取引停止」と禁煙週間のテーマ「2020年、スモークフリーの国をめざして」に沿って、パネルを作成し、大型スーパーにてパネル展を開催した。

日時：平成27年5月28日～6月10日

場所：サンエーメインシティー 1Fロビー

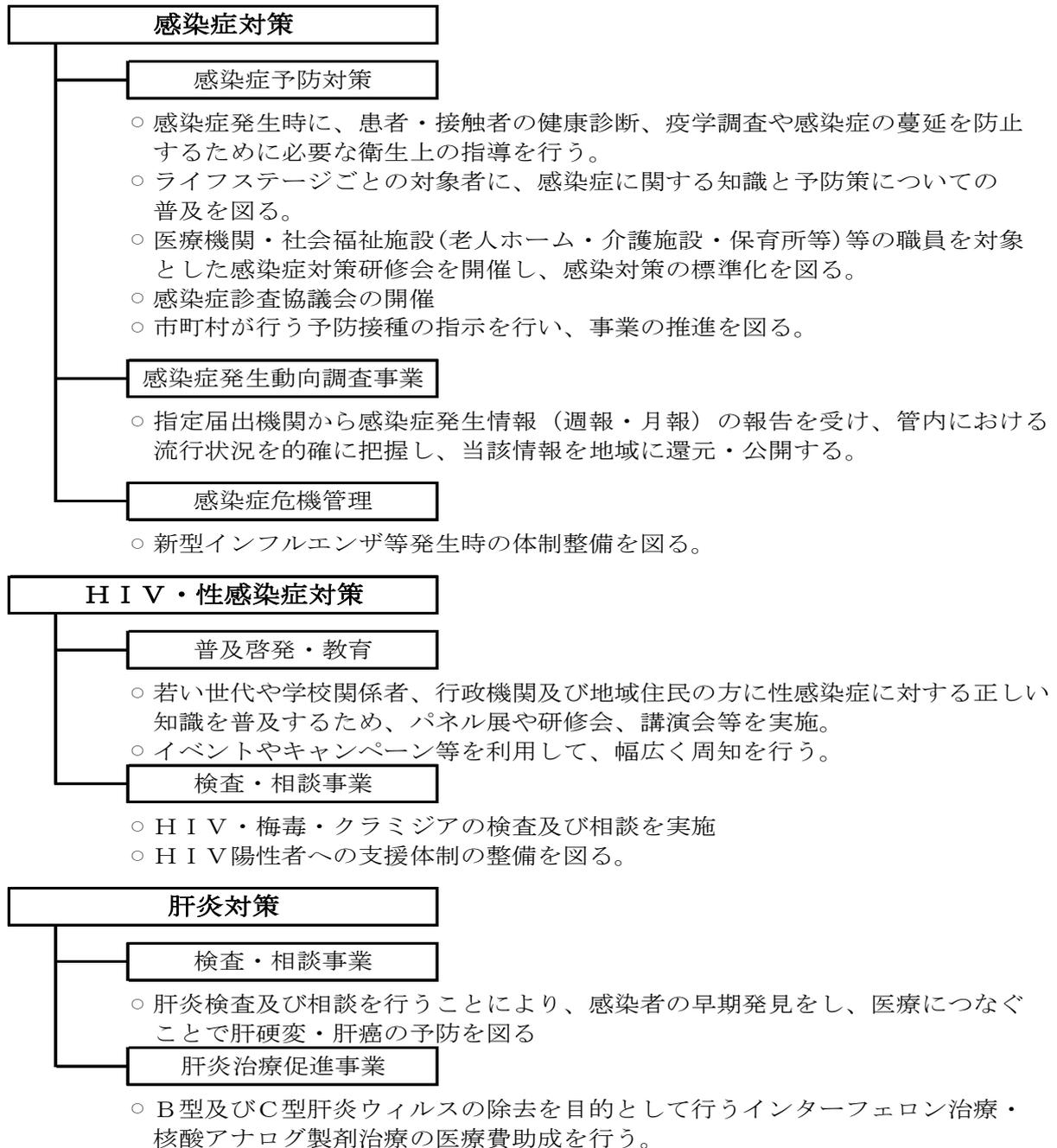
対象：住民（来客者）

Ⅲ 疾病対策（健康推進班）

1 感染症対策事業

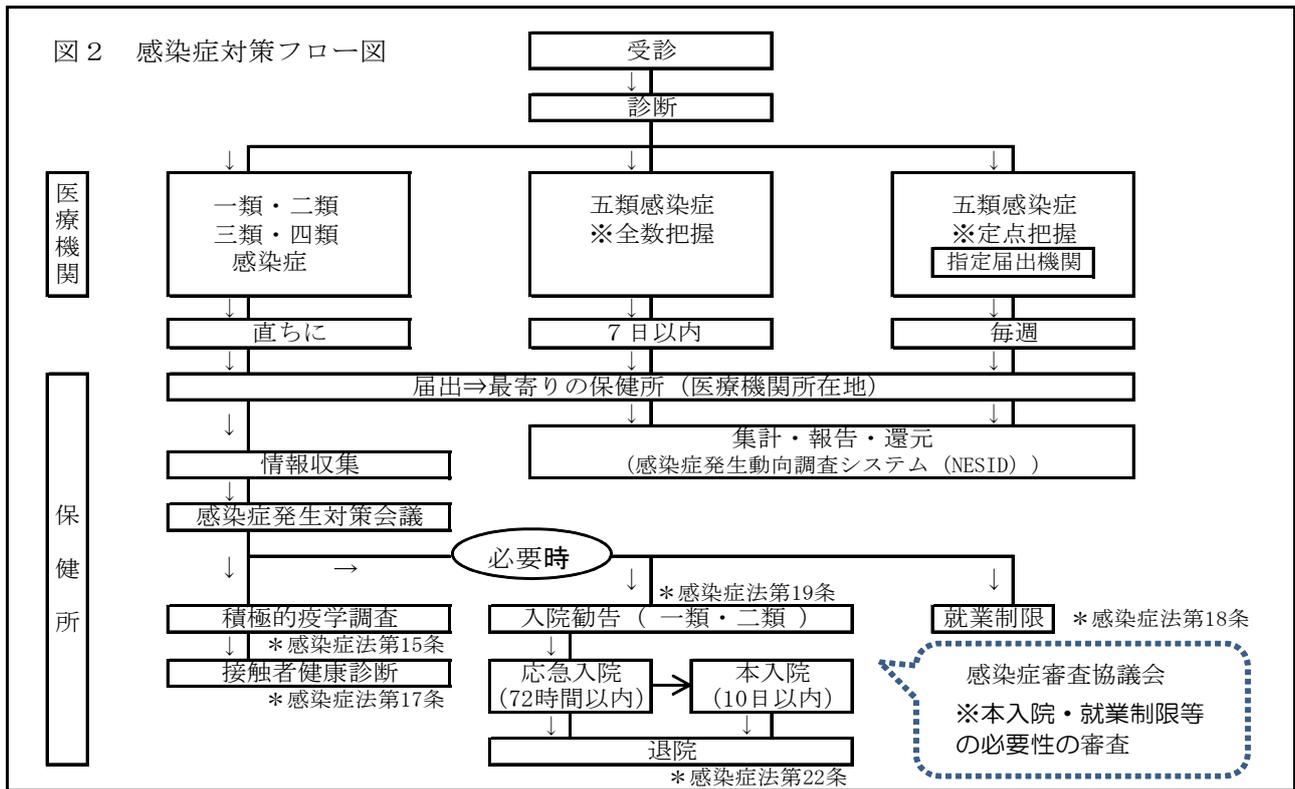
平成 11 年 4 月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）に基づき、感染症の発生予防及び発生時のまん延防止対策の構築や意識の普及啓発、人材の育成及び資質の向上、患者等の人権に配慮した医療体制の整備など、総合的な感染症対策を推進している。

図 1 中部保健所における感染症対策事業



(1) 感染症発生動向調査及び発生時の対応

感染症法に基づき、医療機関から感染症発生情報を受け、管内における感染症の流行状況を的確に把握し、当該情報を地域に還元・公開している。また、1類～4類感染症の発生時においては、感染症法に基づき適正対応・まん延の防止を図るための対策を行っている。



(2) 感染症発生届出状況

平成27年の感染症発生は、1・2類感染症（結核を除く）0件、3類感染症4件、4類感染症5件であった。

表1 年別中部保健所管内全数把握対象疾患報告状況

(単位：人)

分類	疾患名	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
1類	発生なし	0	0	0	0	0
2類	結核					
	発病者	87	105	80	75	73
	潜在性結核感染症	41	52	60	62	52
3類	細菌性赤痢	2	0	0	1	0
	腸管出血性大腸菌感染症					
	○-157	6	3	1	0	1
	○-111	0	1	0	0	0
	○-103	0	0	0	1	1
	○-91	0	0	0	0	1
	○-26	1	2	0	1	0
	○群不明	0	1	0	0	0
	腸チフス	0	1	0	1	0
4類	A型肝炎	0	0	0	1	1
	デング熱	2	0	1	0	0
	ブルセラ症	0	0	0	1	0
	マラリア	0	0	0	1	0
	レジオネラ症	2	0	6	5	2
	レプトスピラ症	2	1	0	2	2
5類	アメーバ赤痢	1	1	1	4	2
	ウイルス性肝炎	0	1	1	1	0
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	0	0	0	1	4
	急性脳炎	1	0	1	0	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	1	0	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	0	0	0	0
	後天性免疫不全症候群	4	3	2	10	7
	ジアルジア症	0	0	1	1	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	2	2	1
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	0	1	2
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	0	8	16	11
	梅毒	3	1	2	5	3
	破傷風	1	2	0	1	0
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1	0	0	0	1
	風しん	0	24	11	5	1
麻疹	0	0	0	1	0	

表2 平成27年 中部保健所管内定点把握対象疾患月別報告状況

疾患名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
1 インフルエンザ	5,162	1,343	489	292	235	372	254	334	129	152	177	154	9,093
2 RSウイルス感染症	3	12	46	83	66	150	67	26	11	1	7	3	475
3 咽頭結膜熱	10	3	10	11	31	50	34	70	48	14	14	6	301
4 A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	43	41	54	25	28	27	29	14	23	16	24	40	364
5 感染性胃腸炎	150	130	192	69	67	102	64	125	90	65	110	119	1,283
6 水痘	100	71	69	37	22	25	26	23	15	10	14	13	425
7 手足口病	33	50	105	127	117	140	46	29	15	7	5	1	675
8 伝染性紅斑	9	5	10	1	2	10	9	6	5	11	4	6	78
9 突発性発疹	22	8	31	39	19	32	10	33	12	11	25	17	259
10 百日咳	6	8	5	11	13	20	11	9	11	11	15	11	131
11 ヘルパンギーナ	1	0	1	7	7	14	18	9	8	8	1	0	74
12 流行性耳下腺炎	339	296	322	153	112	154	91	87	64	50	61	27	1,756
13 急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
14 流行性角結膜炎	1	0	3	0	3	2	1	3	18	2	1	1	35
15 細菌性髄膜炎(真菌性含む)	5	0	1	4	3	2	1	4	4	3	3	1	31
16 無菌性髄膜炎	3	6	7	9	1	2	0	1	0	1	3	2	35
17 マイコプラズマ肺炎	2	4	5	5	3	8	9	10	19	14	21	22	122
18 クラミジア肺炎(肺炎病除く)	0	0	0	2	0	2	0	0	1	1	1	0	7
19 感染性胃腸炎(ロタウイルスによる)	2	4	10	7	0	2	0	0	0	0	0	0	25
計	5,891	1,981	1,360	882	729	1,114	670	786	473	377	486	423	15,172

(3) 感染症診査協議会

平成19年4月、結核予防法を廃止し感染症法に統合したことで、結核診査協議会が感染症診査協議会に統合された。平成15年以降(中部福祉保健所開設)、結核以外の感染症発生に伴う開催はなし。

(4) 中部地区感染症対策ネットワーク会議

平成24年1月、管内医療機関(中部病院、中頭病院、中部協同病院、中部徳州会病院、沖縄病院、ハートライフ病院)及び関係機関がネットワークを構築し、感染症発生状況等の情報共有化と、感染症対策について協議することにより中部地区の感染症対策の強化を図ることを目的として設置。保健所を事務局として、年に1回以上の会議を開催している。

ア 平成27年度 中部地区感染症対策ネットワーク会議

開催：平成27年6月30日(火)

内容：・韓国における中東呼吸器症候群(MERS)発生を受けての対応について

1) 行政対応について

2) 医療機関での対応と中部病院におけるマニュアルについて

(5) 感染症予防対策研修会

医療施設、高齢者福祉施設、保育所・幼稚園・学校等の施設職員が、感染症発生時に迅速・的確に感染拡大防止策が実施できるよう平常時から感染症予防知識の啓発を行い、自主的に予防対策を行えるよう支援することを目的に実施

ア 保育所における感染症予防対策研修会

開催：平成 27 年 10 月 1 日（木）

対象：管内市町村の公立及び認可保育所の保育士

管内市町村の保育所を所管する部局の担当者

内容：・講話「感染症の基礎・集団感染が起きたときの対応」

実演「吐物処理の実際」

講師 小林孝暢医師（中部保健所）

(6) 予防接種事業

予防接種法に基づく定期の予防接種は、市町村長が行うこととされている。県保健所は、予防接種法第 3 条第 1 項に基づき、市町村が行う予防接種の指示を行い、予防接種事業の円滑な推進を支援。また、予防接種率向上のための関係機関との連絡・連携の役割を持つ。

ア 管内市町村予防接種担当者会議

開催：平成 27 年 6 月 3 日（金）

内容：予防接種対象者のとらえ方及び接種率の考え方

事故報告まとめ

意見交換・情報交換

(7) HIV・性感染症検査・相談

保健所では、昭和 62 年からエイズについての相談や HIV 抗体検査を実施。より検査を受けやすくするために、平成 5 年 10 月より、HIV 抗体検査の無料化（匿名検査）を実施した。中部保健所においては、平成 17 年 4 月より検査当日に結果が判明する即日検査を、平成 19 年 5 月から夜間即日検査（毎月第 3 水曜日）を開始した。

その他の性感染症対策としては、梅毒抗体検査、クラミジア抗原検査を平成 25 年度より無料化。受検者への教育啓発、陽性者への早期治療につなげるための受診支援を実施することにより、予防及びまん延防止を図っている。

ア 平成 27 年度 HIV 及び性感染症検査の実施状況

HIV 検査件数は 430 件で、その内訳は、男性 270 件(63%)、女性 160 件(37%)であった。男性では 20 代が 95 件(35%)と最も多く、次いで 30 代が 84 件(31%)。女性は 20 代が 76 件(48%)と最も多く、次いで 30 代が 55 件(34%)であった。

梅毒検査数は 295 件、クラミジア検査件数は 219 件であった。

表3 年度別H I V抗体検査件数（男女別）

（単位：件）

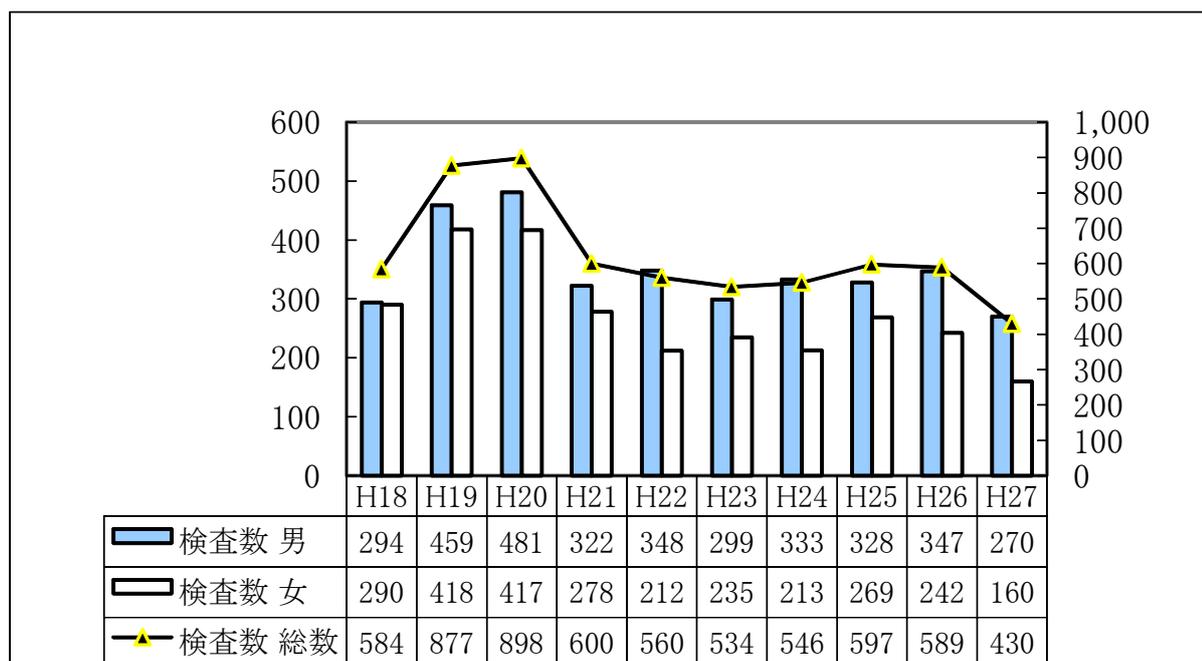


表4 年度別梅毒・クラミジア検査件数

（単位：件）

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
梅毒	18	29	96	73	165	324	442	295
クラミジア					107	243	328	219

（8）肝炎対策

国は平成26年度に「特定感染症検査等事業実施要領」を改正し「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」を策定しており、本県においても平成27年度より「沖縄県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」を定めB型・C型肝炎ウイルス検査及び相談・陽性者のフォローアップを実施している。これまでの「沖縄県肝炎ウイルス検査・相談事業実施要領」は廃止された。

また、平成20年4月1日より将来の肝硬変、肝がんの予防を図ることを目的に、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療にかかる医療費助成が始まった。

表5 年度別B型・C型肝炎ウイルス検査実施件数

（単位：件）

年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
B型	301	114	99	31
C型	247	77	71	16

表6 年度別肝炎治療受給者証交付申請数

（単位：件）

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
申請数	93	53	114	115	136	137	172	231

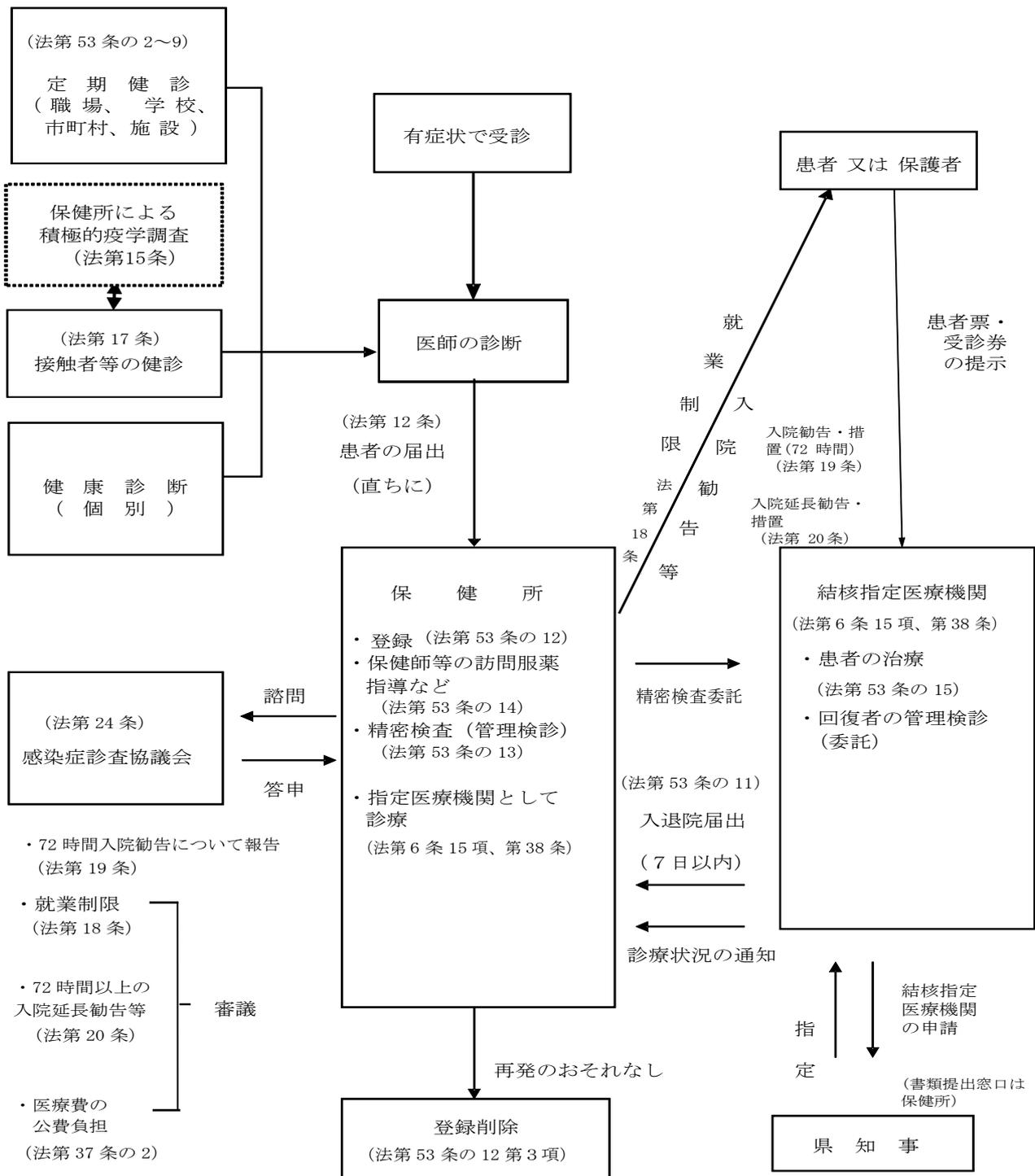
2 結核対策事業

(1) 結核対策における保健所の役割

結核対策は、感染症法に基づいて行われている。保健所は、登録開始から削除に至る全期間で、患者・回復者・家族に対し、保健所で把握した諸情報や訪問で把握した情報、主治医からの情報を基に医療の円滑な実施、社会復帰、周囲への感染防止のための支援を行っている。

(2) 体系図

結核患者の届出から登録削除まで



(3) 結核登録患者状況

ア 新登録患者数及び罹患率の年次推移

年	中部保健所		沖縄県		全国	
	新登録者 (人)	罹患率	新登録者 (人)	罹患率	新登録者 (人)	罹患率
平成23年	87	18.0	269	19.2	22,681	17.7
平成24年	105	21.6	299	21.2	21,283	16.7
平成25年	80	16.4	251	17.7	20,495	16.1
平成26年	75	15.3	241	16.9	19,615	15.4
平成27年	73	14.8	214	15.0	18,280	14.4

資) 結核サーベイランス

中部保健所管内の新登録患者数・罹患率は、平成24年を除き横ばい状態だったが、平成26年以降は減少傾向にある。

全国は過去5年間で最も少なく、毎年減少している。

イ 学会分類別新登録患者年次推移

年	区分	活動性結核								※潜在性結核感染症 (別掲)
		総数	肺結核活動性						肺外結核 活動性	
			総数	喀痰塗抹陽性		その他結核菌陽性	菌陰性・その他			
				総数	初回治療			再治療		
平成23年	中部	87	60	27	26	1	28	5	27	41
	県	269	195	88	81	7	79	28	74	94
平成24年	中部	105	68	30	27	3	22	16	37	52
	県	299	199	93	85	8	71	35	100	140
平成25年	中部	80	57	28	25	3	20	9	23	60
	県	251	174	83	77	6	64	27	77	210
平成26年	中部	75	47	26	26	0	20	1	28	62
	県	241	175	97	89	8	61	17	66	182
平成27年	中部	73	51	32	30	2	13	6	22	52
	県	214	150	87	83	4	49	14	64	118

資) 結核サーベイランス

肺結核活動性は51人で全登録の69.9%を占めている。肺結核喀痰塗抹陽性（感染性あり）は、32人で全登録の43.8%であった。肺外結核は22人で30.1%であった。

平成27年、潜在性結核感染症の登録者は初めて減少に転じた。

※潜在性結核感染症：従来「化学予防」「マル初」「予防的治療」などさまざまに呼ばれてきた発病予防の治療をすべて「潜在性結核感染症治療」と呼ぶ。

(2007年4月改正感染症法施行後)

ウ 年齢階級別新登録患者数

年齢区分	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	県	中部	県	中部	県	中部	県	中部	県	中部
	269	87	299	105	251	80	241	75		73
年齢別 階級別	0～4	0	0	2	2	1	0	0	1	0
	5～9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10～14	0	0	1	0	3	0	1	0	0
	15～19	0	0	4	2	5	1	2	0	1
	20～29	10	2	13	6	8	2	10	1	12
	30～39	22	4	12	6	9	2	11	5	10
	40～49	20	6	32	16	15	4	13	6	9
	50～59	31	11	32	5	25	10	20	5	18
	60～69	29	13	42	19	42	15	39	14	29
70才以上	157	51	161	49	142	45	145	44	134	48

資)結核サーベイランス

70歳以上の高齢者は、中部保健所管内では48人で全体の65.6%を占めており、沖縄県では134人で全体の62.6%を占めている。

エ 市町村別新登録患者年次推移

市町村	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	新登録数	罹患率								
宜野湾市	11	11.8	22	23.5	15	15.9	14	18.4	12	12.5
沖縄市	30	22.9	28	21.2	23	17.4	19	14.3	22	16.4
うるま市	23	19.6	29	24.6	19	16.0	24	20.2	10	8.4
恩納村	2	19.5	1	9.7	2	19.3	0	0.0	3	28.6
宜野座村	0	0.0	1	18.2	3	54.2	0	0.0	1	17.8
金武町	1	9.1	1	9.0	0	0.0	1	9.0	2	18.0
読谷村	9	23.2	6	15.4	7	17.9	5	12.8	9	22.9
嘉手納町	2	14.5	3	21.9	2	14.7	1	7.3	5	36.8
北谷町	5	18.1	5	18.0	6	21.6	6	21.4	4	14.1
北中城村	3	18.7	5	31.1	1	6.2	2	12.2	1	6.1
中城村	1	5.5	4	21.7	2	10.8	3	15.6	4	20.2
管内総数	87	18.0	105	21.6	80	16.4	75	15.3	73	14.8
沖縄県	269	19.2	299	21.2	251	17.7	241	16.9	214	15.0

資)結核サーベイランス
(罹患率:10万対)

平成27年において、中部保健所管内の罹患率を超えていた市町村は、沖縄市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、中城村であった。また、平成27年は中部保健所管内のすべての市町村で新登録患者がいた。

(4) 患者管理

ア 国の結核対策

現在我が国の結核罹患状況は、かつての青少年層の結核罹患・初感染発病を中心とした罹患から一変し、基礎疾患を有する既感染の高齢者の罹患が中心となっている。また、高齢者のみならず、高発病、遅発見、治療中断、伝播高危険群等の特定地域や住民層の存在が疫学的に明らかになっている。これらへ対応するため、結核予防の適正化と治療の強化、きめ細かな個別的対応、人権への配慮、地域格差への対応のため都道府県による結核予防計画の策定等、結核対策を総合的かつ計画的に推進していく。

イ 中部保健所地域DOTS事業

平成17年4月の結核予防法改正（平成18年感染症法に統合）により、結核患者の確実な服薬のための指導や指示は、保健所長や医師の責務として定められDOTS(※注)の推進が求められている。

(※注)DOTSとは支援者が服薬を見守り確認し治療を支援する方法

(ア) 中部保健所では平成15年度から、結核特別対策事業として地域DOTS事業を実施している。疾病予防グループ員で構成する地域DOTSチームにより、毎月1回所内地域DOTS検討会議を開催し、服薬中断が予測されるハイリスク者に対して、事例検討・訪問DOTSによる服薬確認・服薬支援評価を行っている。

(イ) 平成16年11月から毎月1回所内コホート検討会を実施し、服薬患者の服薬状況・菌検査情報・治療状況の報告を行い、患者の治療完遂を目指している。患者の状況を知ること、服薬継続の問題を早期に把握し、服薬中断の予防に努めている。

(ウ) 中部保健所では、平成26年1月から結核患者の地域における服薬支援の実施方法のひとつとして、結核指定医療機関に指定されている薬局の協力のもと、「薬局を活用した服薬支援事業（薬局DOTS）」を実施している。

(エ) 全結核患者の治療完遂のため地域服薬支援体制整備を図り、地域DOTSの支援者である関係機関との連携を図ることを目的に研修会を開催している。平成27年度は、管内の結核指定医療機関及び指定薬局の看護師、薬剤師を対象とした研修会を実施した。

テーマ：「結核の基礎知識と地域DOTSを推進するために」

講師：（公財）結核予防会 結核研究所 永田 容子

ウ 結核登録患者への支援状況

患者の届出を受け、1週間以内の患者・家族面接を実施している。平成27年度の患者面接・訪問指導実人員は158人、延人員601人である。そのうちDOTS指導は実人員144人、延人員514人である。来所相談では、要医療者の公費申請が多く、来所時に結核治療への意識づけ、DOTS（服薬確認）への協力依頼を行っている。

平成27年4月～平成28年3月

訪問指導				来所相談					電話相談		薬局DOTS	
実人員	延人員	再掲		延人員	再掲			延人員	再掲 DOTS 延人員	実人員	延人員	
		DOTS 実人員	DOTS 延人員		要医療者	管理検診	その他					
158	601	144	514	252	193	再掲 (DOTS延人員) 90	43	16	371	123	14	77

エ 感染症診査協議会

感染症法第24条に基づき設置され、同法第18条第1項の規定による就業制限、第19条、第20条の規定による入院勧告並びに入院の延長、第37条の2による医療費の申請に関する必要な事項を審議し、意見を述べる。

委員は医師だけでなく、人権尊重の確保の観点から、法律に関する学識経験者及び医療・法律以外の学識経験者も参加し協議される。

(ア) 感染症診査協議会開催状況

平成27年度開催回数：23回（原則として毎月第2、第4木曜日開催）

(イ) 公費負担申請諮問件数

平成27年4月～平成28年3月

公費負担申請諮問件数	承認		保留		不承認	
	37条※	37条の2	37条	37条の2	37条	37条の2
300	106	173	0	12	0	9

※37条・・・入院勧告患者の医療費の公費負担

37条の2・・・外来治療患者等に対する医療費の公費負担

(ウ) 感染症診査協議会委員

平成26年4月～平成28年3月

区分	氏名	所属・職名
委員長	玉城 和則	日本健康倶楽部嘱託医師
委員	比嘉 太	独立行政法人国立病院機構沖縄病院呼吸器科内科医長
委員	高山 義浩	県立中部病院内科医長
委員	垣花 悠子	中部徳州会病院内科医師
委員	比屋根キヨ子	現所属なし
委員	新城 千夏	司法書士法人なかいし事務所 司法書士

(5) ハイリスク者対策

ア 接触者健康診断の実施（法第17条）

結核患者の周囲の感染者や発病者の早期発見と感染源調査を目的に接触健診を実施している。患者家族や接触者に対して、健診と発病予防・有症状時の早期受診等の健康教育を実施し、経過観察を行っている。

(ア) 接触者健康診断検討会の実施状況

平成27年接触者健康診断検討会の開催は33回であった。

検討会結果は、接触者健診対象361名、接触者健診対象外693名となっている。

平成27年

回数	検討患者 件数 (実)	検討 延件数	健診対象者			健診対象外	
			同居家族	別居家族	その他 (職場等)	家族	その他
33	55	94	45	51	265	58	635
計			361			693	

(イ) 管内の接触者健康診断受診状況

平成27年接触者健診対象者は510名で413名（81.0%）受診している。結核の発病者はなく、7名が潜在性結核感染症であった。

（職場健診結果の確認を行った方については、受診者数に含んでいない。）

平成27年

		対象者	受診者	受診率	結核患者	潜在性結核 感染症
家族、その他		155	139	89.7%	0	6
集団	一般病院・精神病院	111	43	38.7%	0	1
	老人・福祉施設等	151	148	98.0%	0	0
	職場・学校等	93	83	89.2%	0	0
計		510	413	81.0%	0	7

イ ハイリスク児対策

平成17年4月結核予防法改正によりBCG直接接種の方法が導入されたことに伴い、コッホ現象疑いとして保健所紹介された児に対し経過観察及び周囲の感染源調査を実施している。また、反応が見られた児の相談も行っている。

	保健所 紹介数	結果		
		終了 (BCGの通常の経過)	経過観察	コッホ診断にて 予防的治療
平成25年度	2	1	0	1
平成26年度	5	4	1	0
平成27年度	5	4	1	0

(6) 生化学検査・結核菌検査（塗抹検査、培養検査）（平成27年4月～平成28年3月）

血液検査			喀痰検査			
QFT	血球計算	生化学	塗抹	培養	同定	薬剤感受性
266	0	4	0	0	0	0

(7) レントゲン撮影の状況（平成27年4月～平成28年3月）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
要医療実人員							2						2
管理検診実人員	1	4	8	3	2	1	2	2	6	5	1	1	36
接触者健診実人員	8	9	9	9	3	4	7	19	134	13	23	9	247
撮影延件数	9	13	17	12	5	5	11	21	140	18	24	10	285

(8) 啓発活動（結核予防に関する知識の普及啓発）

ア 結核予防週間（9月24日～30日）

結核予防週間を契機として、結核に関する正しい知識を国民に深めていただくとともに、官民一体となった結核対策への取り組みの意識を高めることを趣旨とする。

(ア) 広報資料等の配布

保健所ホームページに結核予防週間の周知、取り組みを掲載し、住民及び関係者へ結核予防の周知を図った。

(イ) 街頭啓発活動

中部地区結核予防婦人連絡協議会10名の協力のもと、中部保健所管内の大型店舗1ヵ所において「結核予防週間」期間中、結核に関するリーフレット及びポケットティッシュ、マスク等の配布し啓発活動を行った。

(ウ) パネル展示

保健所管内の大型店舗において、9月28日～10月5日の予防週間の期間中に結核に関する基礎知識、管内市町村別結核罹患率等、結核の現状のパネル展示を実施。

(エ) 健康教育の実施状況

（平成27年4月～平成28年3月）

健康教育実施状況	
回数	人数
2	105

管内の関係機関や施設等を対象に、結核の基礎知識、管内の状況、発生時対応等について啓発目的で実施。

資料) 地域保健・健康増進事業報告

(9) その他

ア 結核サーベイランス事業

（昭和61年健医発第704号厚生省保健医療局通知による）

結核に関する情報を全国規模で迅速に収集、解析、還元するコンピューター・オンラインシステムを樹立し、有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的とする。

イ 結核指定医療機関

指定医療機関は、感染症法による公費負担患者の医療を担当させるため、感染症法第38条に基づき厚生労働大臣又は都道府県知事が、開設者の指定申請を得て指定するものであり、所在地を管轄する保健所が申請窓口となっている。

結核指定医療機関数

平成27年度末現在

病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
81(3)	181(8)	2

() は平成27年度新規指定数

ウ 管理検診委託状況

感染症法第53条の13に基づき、結核治療終了後2年間は再発の有無を確認するため、6ヶ月に1回以上、レントゲン撮影等の精密検査(管理検診)を行う。

管理検診は、受診者の便宜を図り、検診を効率的に実施するため保健所のほか、委託を受けた指定医療機関においても実施される。

エ 結核定期健康診断の実施状況報告(法第53条の2、53条の7)

市町村長、事業所、学校長及び施設の長は、結核の定期健康診断を実施し、保健所長を経由して知事に報告することとなっている。(別表：統計ページ参照)

3 その他の疾病対策

(1) 熱中症発生報告

ア 実施根拠

「沖縄県熱中症対策事務処理要領」に基づき、県民並びに旅行者の健康管理に資することを目的に行っている。

イ 業務内容

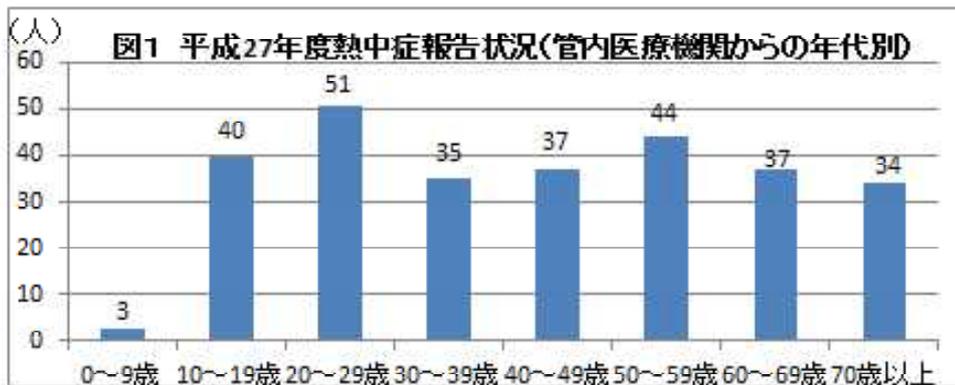
6月から9月にかけて管内5カ所の定点医療機関から、週毎に熱中症と診断された患者報告の情報を得ている。平成27年度の県内定点医療機関(23施設)と管内定点医療機関からの熱中症発生報告数は表1のとおり。

表1 平成27年度 中部保健所管内および県内の熱中症発生状況(患者居住地別・週別) (人)

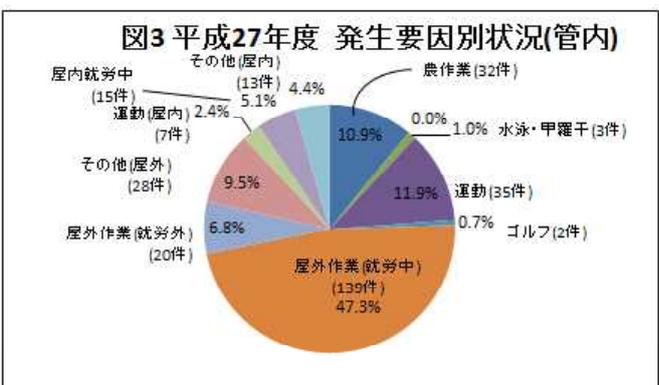
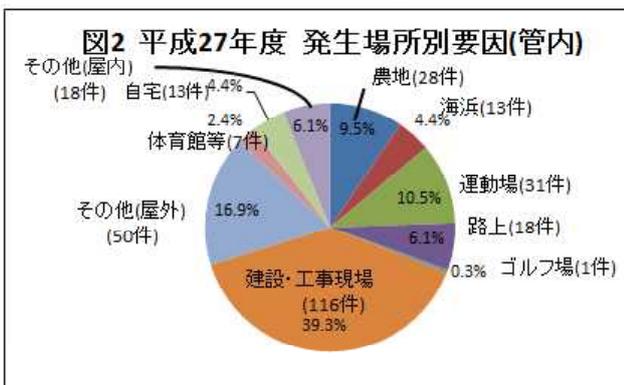
区分	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週	第9週	第10週	第11週	第12週	第13週	第14週	第15週	第16週	第17週	第18週	合計	
	6/1~6/6	6/7~6/13	6/14~6/20	6/21~6/27	6/28~7/4	7/5~7/11	7/12~7/18	7/19~7/25	7/26~8/1	8/2~8/8	8/9~8/15	8/16~8/22	8/23~8/29	8/30~9/5	9/6~9/12	9/13~9/19	9/20~9/26	9/27~9/30		
中部	県民	8	30	24	22	15	12	30	14	44	8	15	19	17	18	3	4	5	2	290
	旅行者	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	6
計	10	30	24	23	15	12	30	14	44	10	15	19	17	18	3	4	6	2	296	
県内	県民	17	86	64	57	44	38	72	47	94	25	46	51	31	35	14	10	9	11	751
	旅行者	2	0	1	3	5	1	2	1	2	3	1	2	1	1	2	0	2	0	29
計	19	86	65	60	49	39	74	48	96	28	47	53	32	36	16	10	11	11	780	

今年度の県内熱中症発報告件数は780件(前年度923件、前々年度735件)、そのうちの中中部管内医療機関からの報告数は296件(前年度315件、前々年度263件)と県内、管内とも近年は増加傾向にあったが、今年度は減少に転じた。例年の傾向として梅雨明け頃に発生数はピークを迎えるが、今年度は第9週目(7/26~8/1)がピークとなった。

男女比では、男性が296件中245件と、女性(51件)の約5倍。(昨年度は約7倍)



管内定点医療機関からの報告は、定点医療機関を受診し報告を受けた人数であり、中部保健所管轄外の居住者も含む。



発生場所別では、295件中257件(87.1%)が屋外で発生。中でも建設・工事現場での発生が116件(39.3%)で最多となっている。発生要因別でも屋外作業に就労中が139件(47.3%)と最多となっており、屋外の工事現場で熱中症の患者発生が多いことが男女比にも影響を及ぼしていると考えられる。

(2) 骨髄提供希望者登録推進事業（骨髄バンクドナー登録受付）

ア 根拠法令及び目的

(ア) 平成6年9月29日付厚生省発健医第1096号厚生省保健医療局長通知
「骨髄提供希望者登録推進事業実施要綱」

(イ) 「沖縄県骨髄提供希望者登録推進事業取扱要領」 平成7年7月1日施行

目的：骨髄提供希望者が登録しやすい環境を整備するため、県の保健所で登録受付業務を実施し、骨髄提供者の確保を図る。

イ 骨髄バンク登録事業状況

骨髄提供希望者に対し骨髄移植及び骨髄バンク事業について説明し、本人の了解を得て一次用の採血を行い、検体を沖縄県赤十字血液センターに搬送している。

登録受付窓口：毎月第1・3水曜日 9:30～11:30（予約制）

登録受付件数：下の表のとおり

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
6	4	1	0	2

(3) 石綿健康被害救済法に基づく救済給付の申請・請求手続について

ア 根拠法令及び目的

(ア) 法令：「石綿による健康被害の救済に関する法律」平成18年3月27日施行

(イ) 目的：石綿による健康被害を受けた方及びそのご遺族の方で、労働災害補償保険制度等で保障されない方に対して救済給付の支給を行う。

対象となる指定疾病は「中皮腫」「石綿による肺がん」「著しい呼吸障害を伴う石綿肺」「著しい呼吸障害を伴うびまん性胸膜肥厚」

(ウ) 保健所で行う業務

（平成18年4月10日に沖縄県（文化環境部環境政策課）と独立行政法人環境再生保全機構で「石綿健康被害救済給付業務委託契約」により締結）

a 申請書及び各種届出書等の受付及び受付書類の送付（独立行政法人環境再生保全機構で判定及び給付を行う）

b 制度の説明及び相談等

イ 申請件数等（年度別）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
相談件数	27	6	16	10	3	2	2	17	1	15
認定申請件数	2	0	1	1	1	0	0	0	0	2
特別遺族弔慰金等請求件数	1	1	10	1	1	0	0	0	0	0

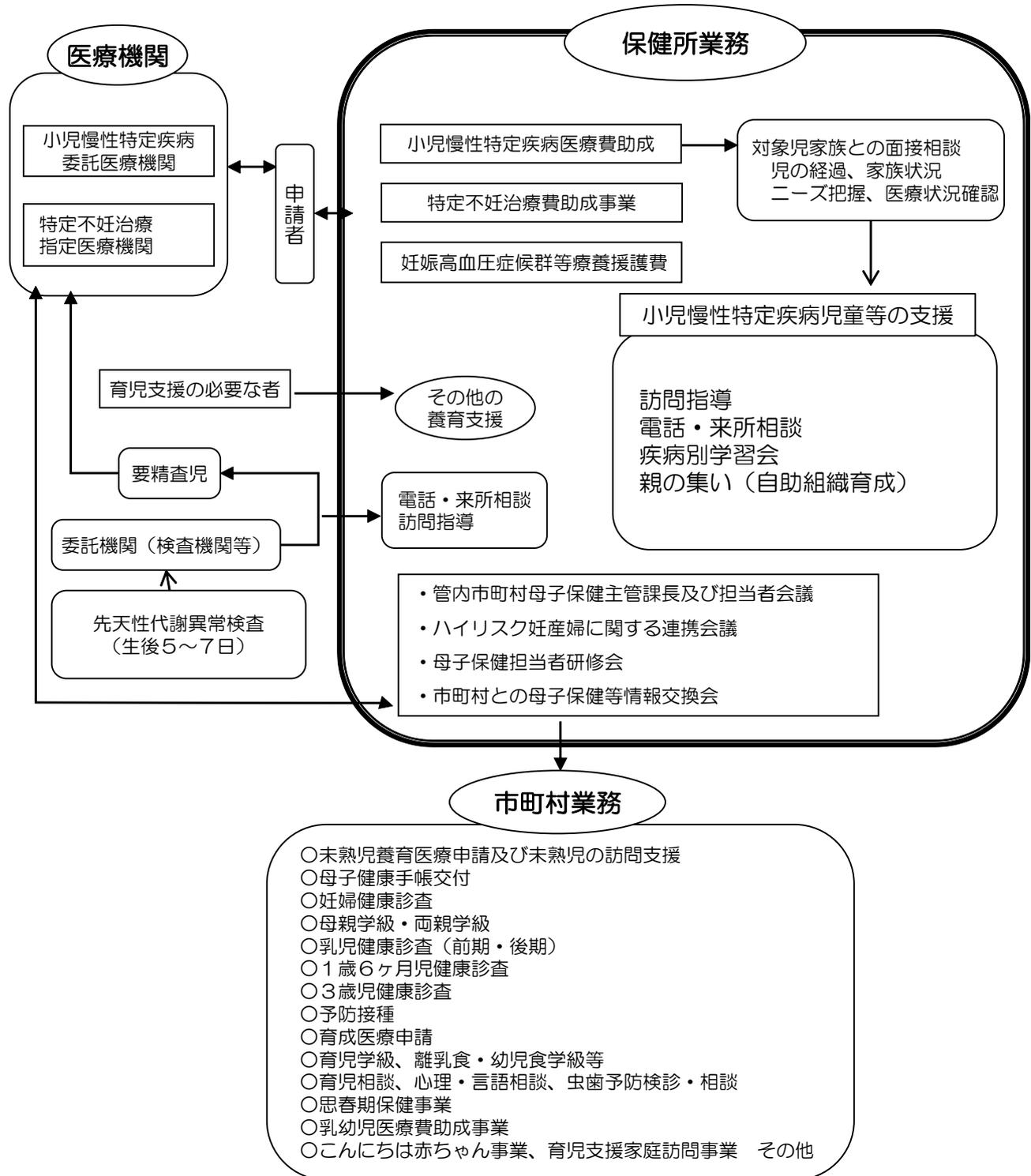
IV 生活者支援対策

1 母子支援

(1) 母子保健(地域保健班)

中部保健所における母子保健業務体系 (図1)

法的根拠：母子保健法、児童福祉法



ア 医療費助成及び相談

(ア) 妊娠高血圧症候群療養援護費

根拠：沖縄県妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱

目的：早期に適正な療養を受けることにより妊産婦死亡、後障害を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生防止をする。

対象：対象疾患は、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患（認定基準あり）であって、入院期間7日以上、世帯の前年所得課税額が15,000円以下の妊産婦が対象である。

内容：妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために7日以上入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する。

表1 妊娠高血圧症候群療養援護費 申請件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成27年度			1						1			1	3

(イ) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

根拠：児童福祉法第19条の2

目的：小児慢性特定疾病として指定された疾患について医療費の助成を行い、患児家族の負担の軽減を図り適切な医療を受けることができるようにする。

表2 小児慢性特定疾病 疾患群別受給状況

平成27年度

年度	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	免疫疾患群	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	先天異常症候群	皮膚疾患	合計
平成23年度	71	88	78	171	313	27	39	32	22		23	14		0	878
平成24年度	72	89	78	192	326	26	31	33	25		29	17		0	918
平成25年度	71	87	84	180	336	18	34	39	22		29	16		0	916
平成26年度	70	90	88	200	319	23	29	41	50		30	4		1	945
平成27年度	87	107	105	242	382	26	35	38		49	49	15	9	2	1,146

*平成27年1月から免疫疾患群・皮膚疾患が追加になっている。

表3 小児慢性特定疾病 市町村別疾患別受給者状況

平成27年度

	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患・免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	先天異常症候群	皮膚疾患	合計
宜野湾市	17	23	12	37	100	4	5	5	13	12	2	1	0	231
沖縄市	27	36	42	72	96	8	8	7	10	13	7	3	1	330
うるま市	21	17	24	59	72	3	6	12	10	11	3	2	1	241
恩納村	1	2	4	5	4	0	0	0	4	2	0	1	0	23
宜野座村	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	7
金武町	2	7	5	11	9	1	2	1	2	2	0	0	0	42
読谷村	9	5	5	24	36	4	1	3	5	4	0	0	0	96
嘉手納町	0	4	2	3	10	0	4	0	2	2	0	0	0	27
北谷町	7	6	4	13	16	4	6	7	0	1	0	2	0	66
北中城	1	5	3	13	10	0	1	0	2	0	0	0	0	35
中城	1	2	4	5	23	2	2	3	1	2	3	0	0	48
合計	87	107	105	242	382	26	35	38	49	49	15	9	2	1146

(ウ) 特定不妊治療費助成事業

根拠：沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱

目的：不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり、また医療保険の適用外であることから、その治療に要する費用の一部を助成し、もって経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を行う夫婦に対して、予算の範囲内において助成金を交付する

<制度の経緯>

平成19年度から1年度あたり2回まで助成申請、平成21年度からは1回の治療につき助成額が10万円から15万円までに引き上げられている。平成23年度からは、治療1年度は年3回、2年度目以降は年2回まで、通算5年間まで（但し回数が10回を越えない）。

平成27年度現在、助成額は1回の治療につき上限15万円、平成28年1月20日以降に治療を終えた方のうち初めて制度を利用される場合のみ上限30万円まで。また男性不妊治療も対象となり、上限15万円までの助成を始めた。

平成28年度からは妻の治療開始時点の年齢が43歳未満の方が対象となる。

図1 年度別特定不妊治療費助成申請件数

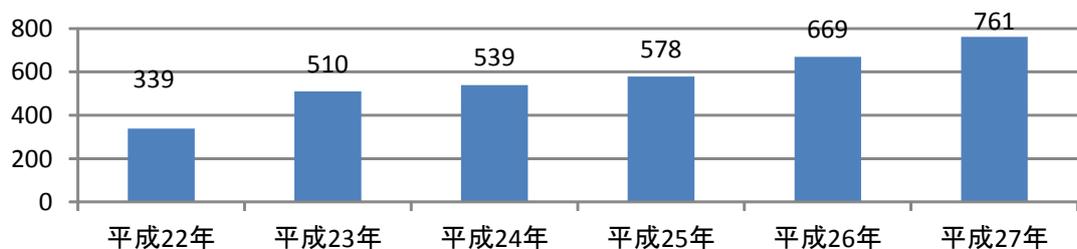


表4 市町村別特定不妊治療費助成申請件数

平成27年度

	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
平成22年	72	85	77	7	2	13	21	12	31	7	12	339
平成23年	125	136	96	9	8	14	32	13	33	18	26	510
平成24年	133	149	96	10	11	7	41	20	36	12	24	539
平成25年	139	158	113	14	5	12	51	12	29	27	18	578
平成26年	141	200	127	11	3	22	44	31	39	24	27	669
平成27年	200	198	154	11	8	24	35	16	45	38	32	761

イ 先天性代謝異常検査

目的：先天性代謝異常の早期発見、早期治療により、精神運動発達遅滞等の心身障害の発生を防止する

表5 先天性代謝異常検査における要精査者状況

平成27年度

	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
要精査数	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3
検査結果	異常なし	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2
	精査中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	経過観察中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	要治療	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
その他	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

ウ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

根拠：児童福祉法19条22

沖縄県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱

目的：慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療育を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことを目的とする。

事業内容及び実績

(ア) 小児慢性特定疾病児等親の学習会及び交流会

対象者：小児慢性特定疾病受給児（ネフローゼ症候群の児）の保護者

日 時：平成28年2月6日（土） 午後2時～4時

内 容：テーマ「子どものネフローゼ症候群について」

①医師の講話

②専門医を交えて保護者との情報交換会

③保護者の交流会

講 師：県立南部医療センターこども医療センター

小児腎臓内科副部長 喜瀬 智郎

参加数：12名（9世帯）

(イ) 訪問指導

表6 家庭訪問状況

平成27年度

年度	種別	妊婦	産婦	乳児	幼児	小児慢性特定疾病児童	その他	総数
平成25年度	実	0	1	0	0	84	0	85
	延	0	1	0	0	129	0	130
平成26年度	実	0	0	1	0	47	46	94
	延	0	0	1	0	87	51	139
平成27年度	実	2	2	0	1	56	1	62
	延	6	2	0	2	97	1	108

(ウ) 小児慢性特定疾病児の家族の禁煙支援

根拠：中部保健所禁煙支援実施要領

目的・内容：平成27年度より、児の健康状態の保持のため、保護者と顔を合わせることができる申請時面接の場を活用し、喫煙をしている家族へ禁煙支援を行っている。

エ 管内市町村母子保健担当者会議及び研修会

根 拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号・第8号、第8条

目 的：管内市町村および保健所が、母子保健事業を円滑に進め、管内母子保健の向上を図ると共に、母子保健担当職員の力量形成を目指す。

〔管内市町村母子保健担当者会議〕

開催日	内 容	参加者
平成27年 5月29日	1. 母子保健の現状と課題及び重点事業について 2. 母子保健における禁煙支援の取組について 3. 市町村より提出された情報交換事項について	管内9市町村 (21名)

〔母子保健担当者研修会〕

開催日	内 容	参加者
平成27年 12月14日	1. 管内市町村の乳幼児健診状況について報告 2. ロールプレイ「発達気になる児の親が困り感を感じていない場合の支援」 3. スーパーバイザーからの助言 独立行政法人国立病院琉球病院 心理療法士 仲間綾子氏	管内8市町村 (12名) 保健所 (7名)

オ 管内ハイリスク妊産婦に関する連携会議

根拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号、第8号

目的：地域で生活する母子が、安心して妊娠・出産及び子育てできるように、産科医療機関と管内市町村及び保健所が互いにハイリスク妊産婦についての情報を共有し、支援の必要な妊産婦にタイムリーかつ一貫した支援を行う。また、母子保健の課題について情報を共有することで管内の母子保健の向上を図る。

開催日	内 容	参加者
H27年8月25日	1. 産後うつ病やマタニティーブルーの母親への支援に関する調査結果について 2. 産後うつ病やマタニティーブルーの母親の把握方法や支援および市町村と産科医療機関の連携について	産科医療機関 11カ所 助産院1カ所 管内10市町村 (32名)
H28年3月1日	1. 管内の産後うつ病の支援の現状と課題について 2. 講話「妊産婦が地域で安心して子育てができるよう、医療機関と行政が連携した取り組みについて」 講師：長野県須坂市 保健師 赤沼 智香子 氏 3. 産後うつ病等の母親の把握、支援、連携について	産科医療機関 9カ所 助産院1カ所 管内11市町村 (33名)

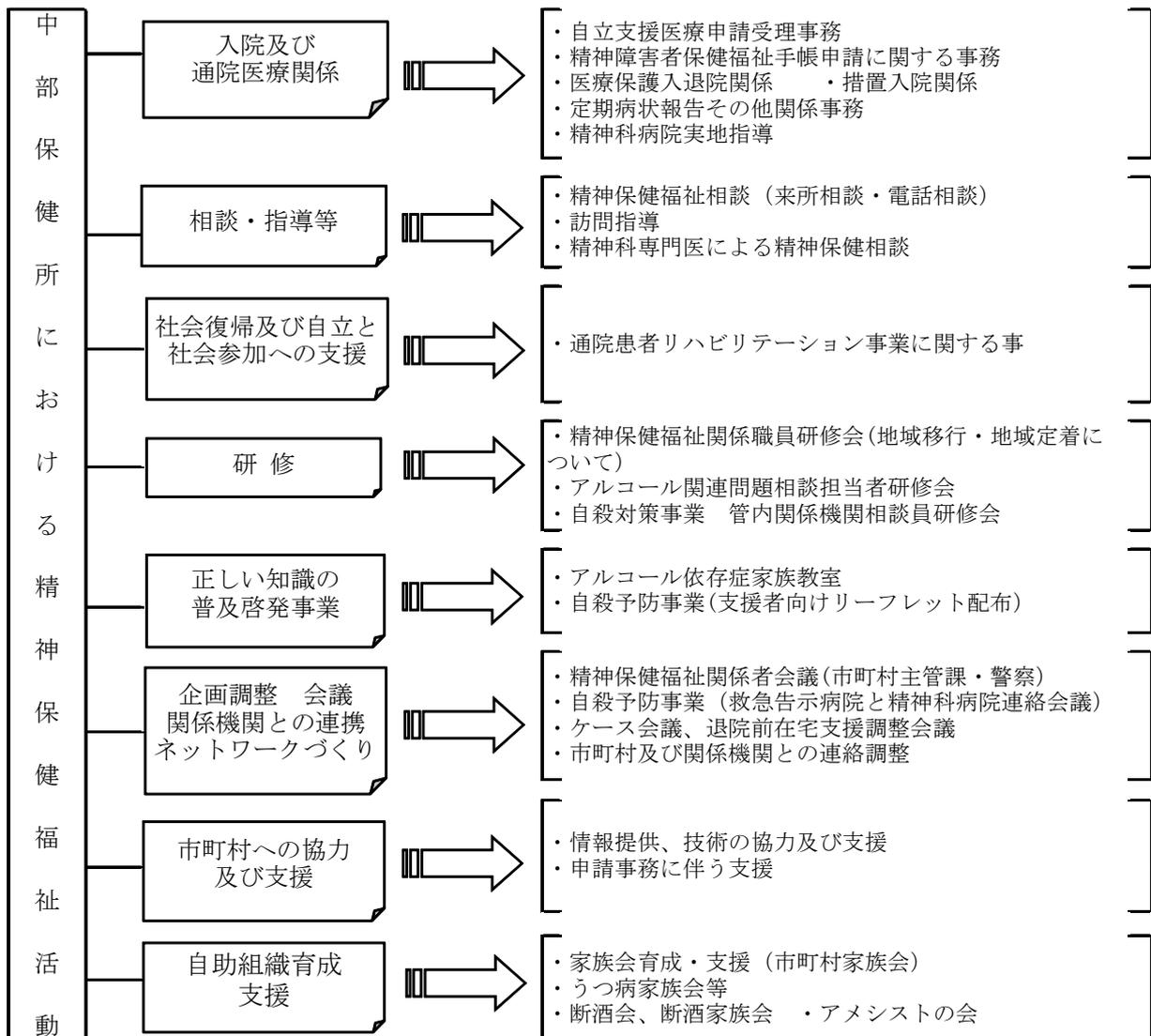
2 障害者支援

(1) 精神保健福祉（地域保健班）

平成5年「障害者基本法」の制定により精神障害者も福祉施策の対象となり、平成7年「精神保健法」から「精神保健福祉法」へ改正され、障害者の自立と社会参加の促進が目的に明示された。平成11年の同法改正に伴い、精神障害者の保健福祉の充実が掲げられ、市町村を実施主体とする在宅福祉サービスが位置づけられた。

精神保健医療福祉施策は平成16年「精神保健医療福祉の改革のビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心への転換」という基本的な理念により推進されている。平成18年障害者自立支援法の施行により、通院医療公費負担制度は「精神保健福祉法」から「障害者自立支援法」に移行となり、自立支援給付・地域生活支援事業が実施され、障害の種別（身体、知的、精神）にかかわらず身近な市町村を中心にサービスが提供されることになった。

平成18年自殺対策基本法の制定、平成19年「自殺総合対策大綱」により、自殺対策を社会全体で総合的に取り組むことになった。また、平成23年保健医療計画に記載する4疾病5事業の5疾病目に精神疾患が追加されることになり、平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者総合支援法に移行した。平成25年精神保健福祉法改正に伴い、保護者制度の廃止、医療保護入院における、入院手続き等の見直し等がされた（平成26年4月施行）。保健所では下記の事業を行っている。



ア 入院及び通院医療に関すること

(ア) 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定状況

根拠：障害者総合支援法第52条

目的：精神疾患のため通院治療に必要な医療費について、各種健康保険と障害者総合支援法により90%を助成する制度。原則1割が自己負担（所得に応じて負担軽減あり）となるが、沖縄県では復帰特別措置法の適用により全額公費負担となる。精神保健福祉法第32条に定められていた精神通院医療の公費は、平成18年4月1日から自立支援医療費に移行した。指定医療機関制度の導入により、病院、診療所、薬局、訪問看護事業所も指定され、支給決定の有効期間も2年から1年になった。

表1 市町村別・疾病別自立支援医療費（精神通院医療）支給認定状況 平成27年度

市町村	統合失調症	気分（感情）障害	てんかん	中毒性精神障害		知的障害	心因反応	非定型精神病	接枝分裂病	（脳器質性精神障害を除外） （認知症を除く）	認知症	神経症	人格障害	その他	不明	合計
				アルコール	その他											
宜野湾市	736	1,009	253	86	19	7	2	3	0	52	165	119	3	144	0	2,598
沖縄市	1,503	1,649	427	139	27	25	0	6	0	129	354	234	10	269	0	4,772
うるま市	1,428	1,102	404	119	10	42	0	14	1	101	265	245	8	171	0	3,910
恩納村	120	61	30	6	1	6	0	1	0	1	13	12	0	17	0	268
宜野座村	36	29	12	2	0	0	0	3	0	0	4	6	0	5	0	97
金武町	144	74	33	17	8	4	0	1	0	4	30	19	1	19	0	354
読谷村	385	321	117	32	3	16	1	5	1	25	54	40	0	60	0	1,060
嘉手納町	118	111	43	25	2	2	0	0	0	7	16	22	2	17	0	365
北谷町	219	265	55	23	4	5	0	1	0	10	55	52	1	50	0	740
北中城村	132	146	65	11	1	6	0	1	0	5	41	23	2	25	0	458
中城村	184	149	67	9	0	3	0	0	0	13	38	15	0	26	0	504
合計	5,005	4,916	1,506	469	75	116	3	35	2	347	1,035	787	27	803	0	15,126

*平成27年4月1日～平成28年3月31日の間に有効期間のあった方の数字である。

(イ) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

根拠：精神保健福祉法第45条

目的：精神障害者に対する各種の支援策を促進し、精神障害者の自立と社会復帰や社会参加の促進を図るために平成7年10月に創設された。本人の申請により交付され、有効期間は2カ年でその都度更新が必要である。

平成14年4月から、居住地の市町村精神保健福祉担当が申請窓口となっている。平成18年10月1日から、精神保健福祉手帳の様式が変更になり、写真貼付欄が設けられている。

表2 市町村別精神障害者保健福祉手帳交付状況 平成27年度

区分	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
1級	297	747	563	29	13	50	213	47	94	65	59	2,177
2級	752	1,246	974	63	29	119	216	71	188	88	105	3,851
3級	214	446	215	13	4	21	87	22	83	25	30	1,160
合計	1,263	2,439	1,752	105	46	190	516	140	365	178	194	7,188

*平成27年4月1日～平成28年3月31日の間に有効期間があった方の数字である。

(ウ) 医療保護入院届出状況（精神保健福祉法第33条入院）

医療保護入院とは、自傷他害の恐れはないが精神保健指定医による診察の結果、入院が必要と判断された患者で本人の同意が得られないため保護者の同意に基づいて行われる入院である。医療保護入院を行った場合、精神科病院の管理者は、10日以内に同意書を添えて最寄りの保健所長を経由して県知事に届け出なければならない。

表3 医療保護入院者数

	症状性を含む器質性精神障害 (F0)				精神作用物質使用による精神及び行動の障害 (F1)				統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害 (F2)	気分(感情)障害 (F3)	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 (F4)	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 (F5)	成人のパーソナリティ及び行動の障害 (F6)	精神遅滞(知的障害) (F7)	心理的発達障害 (F8)	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定の不能の精神障害 (F9)	てんかん	その他	合計
	計	アルツハイマー型認知症 (F00)	血管性認知症 (F01)	左記以外の症状性を含む器質性精神障害 (F02-09)	計	アルコール使用による精神及び行動の障害 (F10)	覚せい剤使用による精神及び行動の障害	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害											
平成26年度	533	316	102	115	72	60	0	12	562	116	8	0	1	22	5	3	3	0	1,325
平成27年度	563	262	99	202	58	49	1	8	551	92	8	0	2	14	5	6	1	0	1,300
宜野湾市	43	19	9	15	1	1	0	0	41	4	1	0	0	0	0	1	0	0	91
沖繩市	149	61	24	64	21	16	0	5	148	31	4	0	1	3	1	1	1	0	360
うるま市	171	78	30	63	8	8	0	0	146	19	2	0	1	2	3	0	0	0	352
恩納村	8	2	5	1	4	4	0	0	9	1	0	0	0	1	0	0	0	0	23
宜野座村	8	7	0	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
金武町	28	20	1	7	3	3	0	0	19	1	0	0	0	0	0	0	0	0	51
読谷村	22	9	4	9	2	1	0	1	43	9	0	0	0	3	0	0	0	0	79
嘉手納町	17	9	3	5	4	4	0	0	17	0	1	0	0	0	0	0	0	0	39
北谷町	28	13	6	9	2	2	0	0	31	3	0	0	0	1	0	0	0	0	65
北中城村	23	10	8	5	1	0	0	1	13	3	0	0	0	1	0	0	0	0	41
中城村	22	10	0	12	1	1	0	0	14	1	0	0	0	0	1	0	0	0	39
その他	44	24	9	11	11	9	1	1	65	20	0	0	0	3	0	4	0	0	147

*精神保健福祉法第33条第7項に基づき、当保健所管内精神科病院管理者より届出のあった医療保護入院者を計上

(エ) 精神障害者にかかる申請・通報状況

一般人からの保護申請、通報、届け出等を受理し、調査結果により診察が必要と認められた者について、指定した精神保健指定医に診察させ、2人の指定医が入院させなければ自傷他害の恐れがあると診断した場合、県知事の権限による措置入院となる。精神保健福祉法第29条（都道府県知事による入院措置）

表4 精神障害者にかかる申請・通報状況

	申請・通報・届出等件数				診察を受けた者		調査により診察不要と認められた者	酩酊規制法による通報	
	合計	一般人の申請 (法第22条)	警察官通報 (法第23条)	精神病院管理者の届け出 (法第26条の2)	計	要措置 (法第29条)			措置不要
平成26年度	50	0	49	1	15	14	1	35	0
平成27年度	52	0	52	0	16	15	1	36	0

(オ) 精神科病院実地指導

根拠：平成10年3月3日 障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号
厚生省大臣官房 障害保健福祉部長・健康政策・医薬安全・社会・援護局長
連名通知『精神科病院に対する指導監督等の徹底について』及び精神保健福祉法第38条の6

目的：精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療の確保や社会復帰・社会参加の

促進を図るため、精神科病院の实地指導(实地審査を含む)を行っている。

特に入院患者の処遇については、行動制限、面会、信書、電話、金銭管理等に係る処遇が適切に行われ社会復帰に向けた様々な環境整備を積極的に推進していく必要がある。平成27年度は、平成27年10月～平成28年1月にかけて、当保健所管内の8精神科病院について、以下の指導項目で実施した。

(沖縄県精神科病院实地指導要領抜粋)

- ①前年度の实地指導に対する改善状況について
- ②精神科病院内の設備等について
- ③医療環境について
- ④精神保健指定医について
- ⑤指定病院について
- ⑥措置入院・医療保護入院・応急入院・任意入院について
- ⑦特例措置について
- ⑧入院患者の通信面会について
- ⑨入院患者の隔離及び身体拘束について
- ⑩入院患者の隔離・身体拘束等の行動制限に関する一覧性のある台帳の整備について
- ⑪入院患者等のその他の処遇について
- ⑫その他

イ 相談指導等

(ア) 精神保健福祉相談(来所・電話)及び訪問指導

根拠：精神保健福祉法第47条・48条

精神保健福祉相談員や保健師が、本人や家族・関係者からの相談(来所・電話)に随時対応している。相談内容は、アルコール問題やうつ病、心の健康づくりに関する事、社会復帰に関する事、その他等である。その他の内容は、医療中断者や未治療者の受診についての相談、就労に関する事、在宅療養者の生活相談等であり必要に応じて訪問指導を実施している。

訪問指導は本人の状況や家庭環境などの実情を把握し、家族が抱える問題の解決に向け支援を行う。原則として、本人や家族の同意の下で行うが、危機介入的な場合など所長等が必要と認めた場合も行うことがある。

又、複雑困難なケースについては精神科医による相談につなげたり、事例検討により、支援内容の検討を行っている。

表5 精神保健福祉相談(来所・電話)及び訪問指導

年度	形態	実人員	計	老人 精神保健	社会復帰	アル コール	薬物	ギャン ブル	思春期	心の健康 づくり	その他
平成 25年度	電話		1696	6	111	138	23	11	12	32	1363
	来所	258	377	1	22	49	7	7	4	18	269
	訪問	100	265		96	10	1	1		2	155
平成 26年度	電話		2176	10	84	146	14	16	6	22	1878
	来所	204	390	1	11	52	2	12	2	6	304
	訪問	125	330		35	12	5		1		277
平成 27年度	電話		2014	19	126	141	7	9	2	19	1691
	来所	212	382	5	12	38	4	3		2	318
	訪問	87	275		25	7					243

(イ) 精神科医による精神保健相談（精神保健福祉法第47条）

精神科医による医学的な判断や指導助言により、本人・家族に対する適正医療を促し、治療中断を防止するとともに、精神障害を持ちながらも安心して生活できるよう支援することを目的として予約制により実施している。

平成27年度は2回開催、2件の相談を行った。相談者は、家族及び支援者の相談が2件であった。相談内容は、「病気かどうか」「対応について」「治療の必要性」であった。

ウ 社会復帰事業

(ア) 通院患者リハビリテーション事業

目的：精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障害者の社会復帰を図る。

沖縄県でも国の事業開始とともに昭和57年から「通院患者リハビリテーション事業」として開始している。

表6 通院患者リハビリテーション事業利用状況 平成27年度

訓練時期	申込者 (人)	決定者 (人)	協力事業所 (件)	協力事業所の業種
前期 (H27.4/1~9/30)	2	2	2	・介護福祉施設 ・ゴルフ場
後期 (10/1~H28.3/31)	0	0	0	
合計	2 (2)	2 (2)	2 (2)	

前期2人、後期0人の申し込みがあり、全員が決定し、訓練を開始した。

< 訓練結果 >

平成27年度の訓練者実数は2人、延数は2人、訓練結果は表7のとおりである。

表7 通院患者リハビリテーション事業結果内訳 平成27年度

訓練終了者（訓練中止者等も含む） (人)												訓練者 継続者 D	訓練者 実数 C+D=E		
就労			就労以外								合計 A+B=C				
契約 訓練 事業所 (パート と含)	他の 事業所 で雇用	小計 A	訓練 を利 用 他 の 就 労	社 適 等 の 他 の 就 労	型 ・ B 型) を 利 用	訓 練 合 支 援 法 の 就 労	入 生 所 活 訓 練 施 設 へ	訓 練 中 止 し 在 宅	入 院	死 亡		そ の 他	小計 B		
		0						1	1			2	2	0	2

エ 研修

(ア) 精神保健福祉関係職員研修会（地域移行・定着支援出前講座）

目的： 国の施策として社会的入院の解消に向け、精神障害者に対する地域移行・定着支援が進められている中で、入院患者への働きかけを担う精神科病院の職員が、地域移行・定着支援事業を円滑に行うため、必要な知識を習得することを目的とする。

対象：管内精神科病院の職員

表8 内容及び参加状況

日時	場所	内容及び担当	参加
平成28年 12月4日	玉木病院	(1) 中部保健所管内の状況 報告：保健所事業担当 (2) 宜野湾市の障害福祉サービス 講師：宜野湾市障がい福祉課 八ヶ代崇 (3) 地域移行とは（相談支援の実際） 講師：相談支援事業所アソシア 伊井統章 (4) 病院の取組 講師：玉木病院相談課 川平哲朗	28人
平成28年 1月27日	沖縄中央病院	(1) 中部保健所管内の状況 報告：保健所事業担当 (2) 読谷村の障害福祉サービス 講師：読谷村福祉課 上地李香 (3) 地域移行とは（相談支援の実際） 講師：相談支援事業所アソシア 伊井統章 (4) 病院の取組 講師：沖縄中央病院地域連携室 比嘉彬乃	36人

(イ) アルコール関連問題相談担当者研修会

目的：アルコール関連問題の相談を受ける機会がある支援者が、アルコール依存症の基本的理解や相談への対応方法を学び、相談者へ適切に対応できることを目的とする。

対象：アルコール関連問題の相談を受ける機会がある支援者
中部保健所管内市町村担当課の相談担当者
担当課から委託を請けている相談支援事業所等の相談担当者

表9 内容及び参加状況

日時	内容及び講師	参加人数
平成27年 9月11日（金） 14時～16時	講話およびグループワーク 講話：「アルコール関連問題の基本的理解と初回相談対応について」 講師：琉球病院 看護師長 古川房予	30

(ウ) 自殺対策事業 管内関係機関相談員研修会

目的：死にたい等、自殺をほのめかす相談やリストカット等自傷行為のある相談者に対して地域の関係機関が適切に支援できるよう正しい知識や対応方法について学ぶことを目的とする（1クール2回にて実施）

対象：市町村精神担当主管課の相談員
市町村保健部門にて相談を受ける機会のある職員（地区担当の保健師等）
市及び福祉保健所における女性相談員、ケースワーカー等
相談支援事業所等における相談員

表10 内容及び参加状況

日時	内容及び講師	参加人数
1回目 平成27年 9月28日（月） 14：00～16：30	講話 「自殺をほのめかす相談者の心理状態や病態の理解」 講師：沖縄中央病院 薬師 崇 医師	101人
2回目 平成27年 10月7日（水） 14：00～16：30	講話及びロールプレイ ① 「自殺をほのめかす相談者の対応について学ぶ」 ② ロールプレイ 症例1 「リストカットを繰り返すケース」 症例2 「希死念慮が強まっているうつ病のケース」 症例3 「行動化を繰り返す人格障害リスクが高まっているケース」 ※患者役・相談員役・観察者役として実施 講師：博愛病院 仲本 譲 医師	78人 ※ロールプレイのため、各施設参加人数制限を設けて実施

オ 普及啓発事業

(ア) アルコール依存症の家族教室

目的：家族が「アルコール依存症」についての正しい知識および本人への対応を学び、家族同士の情報交換や交流を図ることでお互いに支え合い、一日も早い回復を目指すことを目的とする。

対象：管内市町村の居住者で、アルコールの問題を抱えている・悩んでいる家族
表11 教室内容及び参加状況

日時		内容及び講師	参加人数
1 回 目	平成27年 6月11日(木) 14時～16時半	講話・体験談・参加者交流会 テーマ：「アルコール依存症の理解と家族の対応」 講師：琉球病院 医師 福田貴博、沖縄県断酒連合会員	10
	平成27年 6月18日(木) 14時～16時半	講話・体験談・参加者交流会 テーマ：「アルコール問題を抱える家族の対応」 講師：琉球病院 看護師 安里明友美、沖縄県断酒連合会断酒家族会員	12
2 回 目	平成27年 11月4日(木) 14時～16時半	講話・体験談・参加者交流会 テーマ：「アルコール依存症の理解について」 講師：糸満晴明病院 医師 平田雄三、沖縄県断酒協議会員	18
	平成27年 11月12日(木) 14時～16時半	講話・体験談・参加者交流会 テーマ：「アルコール問題を抱える家族の対応」 講師：糸満晴明病院 臨床心理士 兼久満、沖縄県断酒連合会断酒家族会員	25

カ 関係機関との連携

精神障害者等の支援を円滑に進めていくため、中部管内の関係機関と連絡会議等を開催している。

(ア) 精神保健福祉に関する会議

a 警察署との連絡会議

表12-1 内容及び参加状況

年度	日時	内容	参加者
平成25年度	5月24日	①中部管内における通報状況と処理結果 ②警察署からの相談事例について ③「24条通報に準じた通報」について ④心神喪失者医療観察法について ⑤情報交換	計17名： ・警察署7名 (4署・県警) ・那覇保護観察所 2名 ・保健所8名
平成26年度	5月24日	①中部管内における通報状況と処理結果 ②精神保健福祉法(改正・34条)について ③特異事案連絡票について ④医療観察法に基づく対応について ⑤情報交換	計18名： ・警察署8名 (5署) ・那覇保護観察所 2名 ・保健所8名
平成27年度	5月22日	①中部管内における通報状況と処理結果 ②警察と保健所の連携について 1) 23条通報の流れ 2) 特異事案連絡について ③医療観察法について ④意見交換	計14名： ・警察署5名 (4署) ・保健所9名

b 精神保健福祉市町村主管課長・担当者会議

表12-2 内容及び参加状況

年度	日時	内容	参加者
平成25年度	5月24日	①H24年度精神保健福祉事業実績及びH25年度計画について（保健所・市町村） ②精神保健福祉相談の現状について ③市町村が同意する医療保護入院について ④障害者自立支援医療費（精神通院）の事務処理について	計19名 10市町村
平成26年度	5月30日	①H25年度精神保健福祉事業実績及びH26年度計画について（保健所・市町村） ②精神保健福祉相談の体制及び対応について ③精神障害者の地域移行・地域定着についての情報交換（県の調査に基づく退院希望者の実名公表後の取り組みについて） -医療機関合同- ④精神保健福祉法改正について	計43名 （保健所含む） ・8市町村 （13人） ・8医療機関 （17人） ・精神保健福祉センター1人
平成27年度	5月29日	①H26年度精神保健福祉事業実績及びH27年度計画について（保健所・市町村） ②精神保健福祉相談の体制について ・保健所が関わったケース紹介 ・市町村が各機関と役割分担をして良い方向に進んだ事例紹介 ③精神障害者の地域移行・地域定着についての情報交換（平成26年度の取り組みについて）	計29名 （保健所含む） ・全市町村参加 （20人）

(イ) 自殺対策に関する会議

根拠：自殺対策基本法第2条、自殺総合対策大綱

経緯：中部管内における「自殺企図者」及び「身体合併のある精神疾患患者」の実態把握と医療提供体制の課題を明らかにするため、平成24年度に救急告示病院と精神科病院へのアンケート調査を行った。

調査の結果、救急告示病院と精神科病院の連携の仕組み作りが必要であることが明らかとなり、平成26年度から連絡会議を開催している。

目的：中部管内の救急告示病院と精神科医療機関における課題を共有し、解決策や連携のあり方の検討を通して、中部管内の連携の仕組みを構築することを目的とする。

表13 中部保健所管内における救急告示病院と精神科医療機関との連絡会議

年度	月日	内容	参加者
平成26年度	平成26年 10月20日	・「中部管内の救急室を受診する精神疾患患者等の救急室実態調査」「救急告示病院から精神科病院へ紹介のあった自殺企図者及び身体合併のある精神疾患患者の中部管内の実態について」の結果報告と意見交換	救急告示病院4ヶ所 精神科病院6ヶ所 (26名)
	平成27年 2月9日	・事例を基にした意見交換 ①自殺をほのめかず（おそれのある）患者への対応、緊急性の判断について ②救急から精神科へ、精神科から救急へのスムーズな連携について ③背景にアルコール問題のある患者対応について ④病院以外の関係機関との連携について、治療を拒否する精神疾患患者への対応について	救急告示病院4ヶ所 精神科病院6ヶ所 (27名)
平成27年度	平成27年 9月14日	・中部保健所が提示した「中部管内救急告示病院と精神科医療機関の連携モデルフロー図（自殺未遂者への対応）案」をたたき台にした、実践可能な具体的な意見交換 ①救急隊の搬送 ②身体重症の場合 ③身体軽症で本人、家族が受診に同意ありの場合 ④身体軽症で本人、家族が受診に同意なしの場合	救急告示病院4ヶ所 精神科病院6ヶ所 中部地区MC協議会 (28名) オブザーバー：マロミ (1名)
	平成28年 2月8日	・医療連携モデル（自殺未遂者への対応）案作成を目指した実践可能な具体的な意見交換 ①精神科救急医療体制の確保について ②その他	救急告示病院4ヶ所 精神科病院6ヶ所 中部地区MC協議会 (27名)

(ウ) 退院前在宅支援調整会議及びケア会議など

根拠：精神保健及び精神障害者に関する法律38条、47条

目的：入院中の患者について、退院前に在宅支援調整会議を開催することにより、在宅における精神障害者の適正な医療及び生活支援を行う。

表14 参加状況

	精神保健福祉法関連					医療観察法 関連	合計
	小計	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他		
H25年度	95	33	23	3	36	45	140
H26年度	79	16	19	6	38	57	136
H27年度	74	19	19	5	31	39	113

キ 自助組織育成

根拠：精神保健福祉法第46条

厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「保健所及び市町村における精神保健業務について」

(ア) 家族会支援

精神障害者の家族相互の親睦と障害者の社会復帰の促進を目的とし、各地域で家族会が発足。学習会や情報交換などの定例会活動等に対して必要な助言、援助を行い育成、支援している。

表15 家族会活動状況

平成27年9月現在

名称	定例会	実施場所	活動内容	発足年月
中部地区精神療養者家族会 野菊の会	毎月最終火	沖縄市 社会福祉センター	定例会	H2年2月
NPO法人うるま市 心の健康を守る結の会	毎月第3木	地域活動支援センターゆい	定例会	H18年4月
読谷村 精神療養者家族会	毎月第2木	読谷村 総合福祉センター	定例会	H6年4月
嘉手納町 精神療養者家族会	毎月第2木	嘉手納町 総合福祉センター	定例会	H9年11月
沖縄市障がい者家族会 おあしすコール	毎月第2木	沖縄市 福祉文化プラザ	定例会	H16年4月
金武町 いっぺいの会	不定期	金武町 総合保健福祉センター	定例会	不明
うつ病家族会スマイル	毎月第3土	読谷村 ういずあす	定例会	H22年1月

(イ) 断酒会活動状況

昭和50年11月「コザ保健所もくよう会」の名称で県内初の地域断酒会として発足。例会を中心に、お互いの体験談を語り合い交流する中で、共に断酒を誓い継続するために支え合う、酒害者による酒害者のための自助グループである。例会参加者は、管内の地域内外からの参加もあり、当事者のみでなく家族も参加している。

昭和63年7月には、沖縄断酒家族会「たけのこ」、H13年11月には女性酒害者の会「中部アメシストの会」が発足し、酒害に関する啓発活動や酒害相談活動を続けている。

表16 管内断酒会開催状況

平成27年9月現在

断酒会名	定例日	時間	場所	備考
沖縄断酒友の会 (県断酒協議会)	毎週(木)	19:00 ～ 21:00	中部保健所	S50年11月発足
沖縄断酒友の会 (県断酒連合会)	毎週(金)		中部保健所	S50年11月発足
虹の会 (身障者断酒会)	毎月第2(土)		沖縄市保健相談センター	H5年発足
中部アメシストの会 (女性の会)	毎週(火)		中部保健所	H13年11月発足
沖縄断酒家族会 (たけのこ)	毎月第3(火)		沖縄市かりゆし園	S62年7月発足
沖縄断酒協議会家族会 (ひまわり)	毎月第1(月)		沖縄市保健相談センター	H18年9月発足
読谷断酒会	毎週(月)		読谷村総合福祉センター	H9年3月発足
石川断酒会	毎週(火)		うるま市石川保健相談センター	S62年9月発足
具志川断酒会	毎週(金)		うるま市健康福祉センターうるみん	H7年9月発足会
北谷断酒会	毎週(木)		北谷町保健相談センター	H13年発足
宜野湾断酒新生会	毎週(火)		宜野湾市保健相談センター	H6年10月発足
宜野湾・愛知断酒会	毎週(火)		玉木病院内(あいち杜館)	H22.3月発足

(2) 難病対策事業（地域保健班）

事業根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律（H27年1月～）

難病特別対策推進事業実施要綱

難病の定義：

発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの

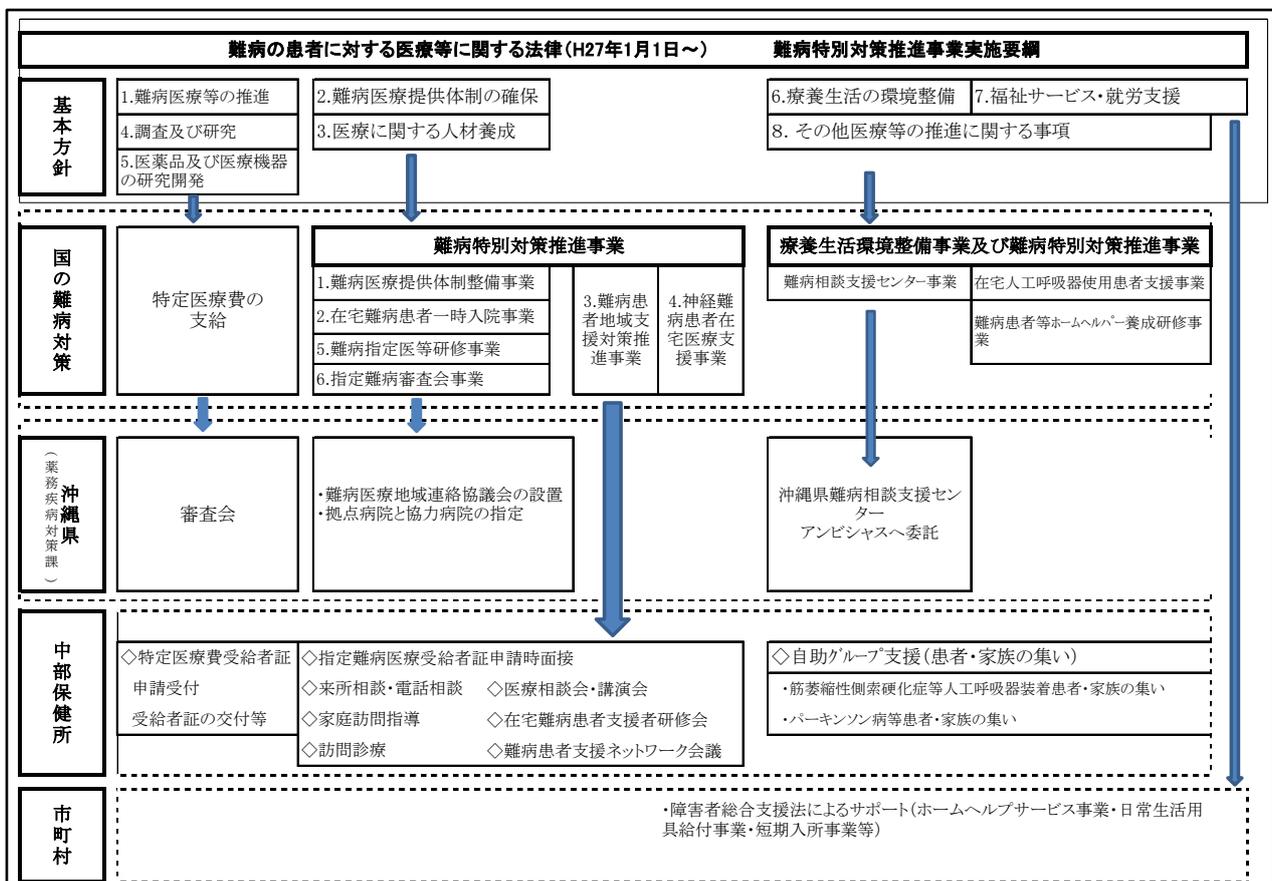
指定難病の定義（医療費助成の対象）：

難病のうち、患者数が本邦において一定の人数（人口の0.1%程度）に達しないこと及び、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立しているもの
制度の経緯：

本県においては、昭和48年「特定疾患治療研究事業」が開始され、治療研究の推進と医療費の自己負担分の解消等の事業が実施された。平成7年に「特定疾患」の申請窓口を本庁より保健所に移し、「難病対策事業」が開始された。

平成10年5月より重症患者を除く一般患者に対して定額の患者負担が導入された。平成15年10月から低所得への配慮など所得と治療状況に応じた段階的な自己負担月額限度額や19疾患に対し「軽快者」が導入された。平成17年10月に「軽快者」に関する基準の見直しがあり、24疾患が対象となった。平成21年10月に11疾患が追加され、56疾患が特定治療研究事業の対象となった。平成26年5月23日「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立、平成27年1月1日施行された。それに伴い、医療費助成対象疾病（指定難病）の範囲も拡大し、平成27年7月1日には306疾患になった。

事業体系



ア 指定難病の医療費助成

表 1 指定難病の医療費助成受給者証交付状況

(平成27年度)

疾患 番号	疾患名	管 内						沖縄県		
		H27					H26	H25	H27	H26
		新規	継続	合計	重症	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
1	球脊髄性筋萎縮症								2	1
2	筋萎縮性側索硬化症	7	34	41	5	29	41	38	100	107
3	脊髄性筋萎縮症	18	15	33	4	2	12	8	52	23
5	進行性核上性麻痺	14	65	79	29	5	62		169	149
6	パーキンソン病	61	361	422	123		398	475	1,210	1,157
7	大脳皮質基底核変性症	3	35	38	13		40		88	90
8	ハンチントン病	1	5	6	2		7	8	13	12
10	シャルコー・マリー・トウス病	1	1	2			1		7	3
11	重症筋無力症	9	77	86		1	87	77	271	246
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	5	40	45	6		38	32	98	87
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	2	6	8			8	6	44	37
15	封入体筋炎	2	1	3					5	1
16	クロウ・深瀬症候群	1		1					1	
17	多系統萎縮症	10	32	42	18	2	37	34	104	98
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	2	41	43	17	1	47	47	137	134
19	ライソゾーム病		4	4		1	5	4	19	18
20	副腎白質ジストロフィー		4	4	1		4	5	6	6
21	ミトコンドリア病		14	14	1	2	13	10	28	24
22	もやもや病	5	45	50	4		45	44	126	108
23	プリオン病	3	3	6	2	1	4	5	14	9
24	亜急性硬化性全脳炎		4	4	2	2	4	4	11	11
26	HTLV-1関連脊髄症	5	12	17			7		55	17
28	全身性アミロイドーシス	1	2	3			3	4	19	17
29	ウルリッヒ病		1	1					1	
30	遠位型ミオパチー	2	1	3			1		4	1
32	自己貪食空胞性ミオパチー	1		1					1	
33	シュワルツ・ヤンペン症候群								1	1
34	神経線維腫症	2	5	7				6	27	24
35	天疱瘡	2	28	30			29	23	75	76
36	表皮水疱症		1	1	1		1	1	1	1
37	膿疱性乾癬(汎発型)		5	5			5	4	29	30
38	ステイヴンス・ジョンソン症候群	1		1					2	1
40	高安動脈炎	1	25	26	1		27		76	81
41	巨細胞性動脈炎								2	
42	結節性多発動脈炎	1	8	9			8	37	33	31
43	顕微鏡的多発血管炎	6	32	38	1		33		95	79
44	多発血管炎性肉芽腫症		8	8			8		24	24
45	好酸化性多発血管炎性肉芽腫症	2	1	3					11	1
46	悪性関節リウマチ		20	20	2		16	14	55	53
47	バージャー病	1	18	19			23	24	60	66
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	1		1					3	
49	全身性エリテマトーデス	23	362	385	22	1	375	367	1,125	1,078
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	6	88	94	1		86	143	228	214
51	全身性強皮症	8	67	75	3				226	
52	混合性結合組織病	4	51	55			52	51	149	151
53	シェーグレン症候群	22	12	34			3		85	9
54	成人スチル病	6	5	11			3		27	8

疾患 番号	疾患名	管 内							沖縄県	
		H27					H26	H25	H27	H26
		新規	継続	合計	重症	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
55	再発性多発軟骨炎		1	1			1		6	4
56	ベーチェット病	7	39	46	3		43	44	117	111
57	特発性拡張型心筋症	12	91	103	9	2	93	99	397	385
58	肥大型心筋症	1	1	2			1	2	20	12
60	再生不良性貧血	4	20	24			22	23	87	78
61	自己免疫性溶血性貧血	1		1					6	1
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症		2	2					4	1
63	特発性血小板減少性紫斑病	15	55	70	1		56	61	188	167
65	原発性免疫不全症候群		4	4			4	4	22	18
66	IgA 腎症	19	13	32			3		120	11
67	多発性嚢胞腎	4	6	10			1		31	3
68	黄色靭帯骨化症	8	12	20			15	12	70	62
69	後縦靭帯骨化症	27	78	105	13		88	90	357	326
70	広範脊柱管狭窄症	4	25	29	1		28	34	84	83
71	特発性大腿骨頭壊死症	13	52	65	3		53	48	150	126
72	下垂体性ADH分泌異常症	1	5	6			4		20	16
74	下垂体性PRL分泌亢進症		7	7			6		12	9
75	クッシング病	1	2	3			2		7	5
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症		1	1			1		2	4
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	10	12			12		28	26
78	下垂体前葉機能低下症	7	18	25			19		93	76
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		1	1			1	1	2	2
81	先天性副腎皮質酵素欠損症								2	
83	アジソン病		1	1					3	
84	サルコイドーシス	6	37	43	1		40	37	142	139
85	特発性間質性肺炎	16	15	31	1		21	25	96	75
86	肺動脈性肺高血圧症	3	11	14	1		13	16	50	42
88	慢性血栓性肺高血圧症	2	4	6			4	2	16	14
89	リンパ脈管筋腫症	1		1					7	5
90	網膜色素変性症	12	107	119	27		117	115	478	455
91	バッド・キアリ症候群		4	4			4	2	9	8
92	特発性門脈圧亢進症	1		1					2	1
93	原発性胆汁性肝硬変	8	122	130	1		127	120	389	369
94	原発性硬化性胆管炎		1	1					6	1
95	自己免疫性肝炎	6	4	10			5		40	12
96	クローン病	12	132	144	1		141	140	429	400
97	潰瘍性大腸炎	28	392	420			407	393	1,185	1,154
98	好酸球性消化管疾患	2	2	4					11	
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	1		1					1	
113	筋ジストロフィー	15		15		1			36	
115	遺伝性周期性四肢麻痺								5	
117	脊髄空洞症	1		1					2	
127	前頭側頭葉変性症	3		3					4	
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症								2	
131	アレキサンダー病								1	

疾患 番号	疾患名	管内							沖縄県	
		H27					H26	H25	H27	H26
		新規	継続	合計	重症	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
146	大田原症候群	1		1						1
157	スタージ・ウェーバー症候群									1
159	色素性乾皮症									4
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	4		4						18
163	特発性後天性全身性無汗症	1		1						2
167	マルファン症候群									1
168	エーラス・ダンロス症候群	1		1						1
171	ウィルソン病	1		1						3
188	多脾症候群									1
193	プラダー・ウィリ症候群									1
207	総動脈幹遺残症	1		1						1
208	修正大血管転位症	1		1						3
209	完全大血管転位症	1		1						1
210	単心室症	3		3						5
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症									1
215	ファロー四徴症	4		4						7
216	両大血管右室起始症									2
217	エプスタイン病	1		1						2
218	アルポート症候群	1		1						2
221	抗糸球体基底膜腎炎									3
222	一次性ネフローゼ症候群	6		6						35
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1		1						1
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	1		1						3
236	偽性副甲状腺機能低下症	2		2						3
240	フェニルケトン尿症	1		1						2
263	脳髄黄色腫症									2
271	強直性脊椎炎	4		4						11
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1		1						1
283	後天性赤芽球癆									6
289	クロンカイト・カナダ症候群									1
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	1		1						1
296	胆道閉鎖症	1		1						2
297	アラジール症候群	1		1						1
298	遺伝性膵炎	1		1						1
300	IgG4関連疾患									1
306	好酸球性副鼻腔炎	2		2						23
	重症急性膵炎						4	14		2
	合計	524	2,814	3,338	320	50	2,940	2,753	9,814	8,722

※「重症」「人工呼吸器装着」は再掲

※平成27年1月より54疾患追加、平成27年7月より196疾患追加され、306疾患が医療費
公費負担の対象となる

イ 難病特別対策推進事業

(ア) 医療相談事業及び講演会

目的：患者家族が療養生活を充実させるために必要な知識を習得し、医療および日常生活に関する悩みを軽減できる。また、同じ疾患を持つ患者家族間で情報交換・交流を図り、在宅療養生活の質の向上を図ることを目的とする。
(平成27年度)

対象疾患名	講師名	参加者数
ベーチェット病	金城 光代 先生 (沖縄県立中部病院)	17名

(イ) 訪問診療事業

目的：療養上の不便さを軽減し、転倒予防やリハビリテーション意欲の向上及び継続治療を図るため、地域の関係機関（保健師、理学療法士、住宅改修専門業者等）が連携し訪問にて指導及び助言を行うことを目的とする。
(平成27年度)

対象者疾患名	相談内容	指導内容	スタッフ
脊髄性筋萎縮症	住宅改修や転倒予防、介護者の負担軽減	転倒防止のための日常生活動作、手すり等の適切な設置場所と日常生活用具導入の助言及び指導	・理学療法士 ・保健師 ・福祉用具レンタル・販売会社 ・住宅改修業者 ・相談支援専門員 ・ホームヘルパー

(ウ) 訪問相談事業

目的：在宅の難病患者、家族の生活の状況を把握し、療養や介護に関する相談指導を実施する。また必要な医療・保健・福祉等の情報提供を行う。

表2 疾患別訪問状況 (平成27年度)

疾患名	実数	延数
筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	32	87
多系統萎縮症	6	13
脊髄小脳変性症	1	1
脊髄性筋萎縮症	3	17
多発性硬化症	2	3
ミトコンドリア病	2	4
ライソゾーム病	1	3
その他	7	10
計	54	138

(エ) 来所、電話相談

目的：患者や家族の療養や介護等に関する相談、指導を実施し、不安や悩みの解消を図る。また必要な医療・保健・福祉等の情報提供を行い、療養生活を支援する。
(平成27年度)

区分	相談		相談内容 (延人数)									計
	実人員	延人員	申請等の相談	医療	家庭看護	福祉制度	就労	就学	食事栄養	歯科	その他	
来所相談	5,034	5,684	5,661	4	0	0	1	1	0	1	16	5,684
電話相談												3,759

(オ) 難病患者支援ネットワーク事業

目的：難病患者・家族が在宅で安心して暮らし、QOLの向上を促すために保健・医療・福祉等の関係者が一堂に会して、難病患者のケアシステムの構築を図る。

根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月30日法律第50号）第三十二条

a 難病患者支援ネットワーク会議

対象：支援ネットワークに関わる関係者

医療機関(地域連携室の医師や看護師・病院スタッフ)、
訪問介護事業所、訪問看護ステーション、
難病相談・支援センター、患者会等

(平成27年度)

開催日	内 容	参加状況
平成28年 2月12日	目的：介護職員による喀痰吸引等が普及しない現状について把握し、制度活用に向け、関係機関と検討する。 内容： ①介護職員による喀痰吸引の現状と課題についてアンケート調査報告 ②調査で把握できた課題について意見交換	31 機関 43 名

b 在宅難病患者支援者研修会

対象：介護事業所に勤める介護ヘルパー

開催日	内 容	参加状況
平成28年 2月3日	1 講話「在宅難病患者の呼吸器ケア」 講師 訪問看護ステーション青空 理事長 下地節子 氏 2 実技 呼吸器リハビリテーションの実際 3 グループワーク「体験を通しての振り返り」	29事業所 43名

(カ) 患者・家族のつどい

目的：患者や家族の悩みや不安を解消し、疾病についての理解を深め療養意欲を高めると共に相互の交流を通し情報を交換し、適切な療養生活を送れるようにする。

(H27 年度)

名称	回数	参加者数	内容
パーキンソン病 家族のつどい	1	患者1名 家族7名	1 介護者の体験談 2 交流会 3 全国パーキンソン病友の会沖縄県支部の活動紹介及び情報提供
筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 等患者家族のつどい	1	家族5名	1 情報交換階および交流会 2 ALS協会沖縄支部の紹介

ウ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

目的：患者の医療保険の自己負担分を公費負担することにより、患者の医療費の負担軽減を図る。

(平成27年度)

疾患名	男	女	合計
第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）	19	1	20
第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症	2	2	4
フォン・ヴィルブランド病	0	1	1
先天性 α 2プラスミンインヒビター欠損症	1	0	1
合計	22	4	26

3 その他生活支援

(1) 原爆被爆者対策事業（地域保健班）

ア 目的（原爆被爆者援護法）

被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら被爆者に対する援護を総合的に実施する。

イ 事業内容及び法的根拠：原爆被爆者援護法

2条（ア） 手帳交付 （イ） 居住地及び手帳の記載事項変更申請
 （ウ） 健康相談業務

7条（エ） 健康診断 前期・後期：委託医療機関での健康診断

19条（オ） 指定医療機関申請進達事務

37条（カ） 家庭訪問

ウ 中部保健所管内における事業実績

（延べ件数）

事業内容	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
健康診断	75	58	49	35	23
住所変更	1	1	0	5	5
指定医療機関申請	0	0	0	0	11
健康相談及び訪問	25	25	22	7	9

※指定医療機関申請は、薬局を除く。

V 企画・情報等

1 協議会の開催状況

(1) 中部保健所運営協議会

ア 概要

(ア) 設置根拠 沖縄県保健所運営協議会条例

(イ) 設置目的 保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

イ 委員名簿（定数10名以内、現員10名）

H27.10.9時点

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
佐喜眞 淳	中部市町村会 会員	上門 はるみ	うるま市市民部 部長
仲田 清剛	中部地区医師会 副会長	石川 末子	中部地区歯科医師会 理事
比嘉 真利子	沖縄県看護協会 理事	積 静江	沖縄市社会福祉協議会 会長
與久田 睦美	中頭養護教諭会 会長	棚原 恵	沖縄県商工会職員協議会 中部支部代表
比嘉 光子	中部地区婦人連合会 会長	渡口 政司	沖縄県環境科学センター 執行理事兼技術参与

ウ 審議事項（H27.10.27開催）

(ア) 議事

a 報告・審議事項

- ・食品に係る異物混入等苦情について
- ・精神障害者に関する110番通報及び相談
- ・中城村久場海岸の海域赤変について
- ・中東呼吸器症候群（MERS）の対応について

(イ) 会議結果

委員からの主な意見など

- 食品への異物混入については、食品業界関係者による保健所に対する自発的な報告が期待される。
- 過年度実績で年間約50件の精神障害者に関する通報があるつまりほぼ毎週のように通報があり、そのような状況について昼夜の別なく少なくとも24時間2人体制で対応していること等々大変な業務と思われるが、引き続き鋭意対応いただきたい。
- 沖縄近海に生息するカゴメノリは農家が肥料として用いたりするが、事務局からの説明によりそのような肥料使用による健康被害はないことを確認した。
- 保健所が疑似症と判断して患者を移送する場合について、体温や具体的な症状などから各感染疾病の症例定義等を参照するなどしつつ、患者移送対応について適切に判断することに関し事務局から説明を受けた。

(2) 中部地区保健医療協議会

ア 概要

(ア) 設置根拠 沖縄県保健医療協議会等運営要綱

(イ) 趣 旨 保健医療需要等の地域特性に対応した保健医療体制の確立とその充実を図ることにより、中部保健医療圏の県民の健康を保持増進することを目的として、これらの施策及び事務事業に必要となる事項について保健医療関係者等の意見聴取を行う。

イ 構成員名簿 (定数15名以内、現員14名)

※H28年1月30日まで

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
中田 安彦	中部地区医師会 会長	幸地 克	中部地区歯科医師会
前原 信照	中部地区薬剤師会	上原 元	沖縄県立中部病院 院長
島袋 盛人	沖縄県看護協会 理事	福治 康秀	独立行政法人国立病院機構 琉球病院 院長
川畑 勉	独立行政法人国立病院機構 沖縄病院 院長	當山 宏	中部市町村会 嘉手納町長
金城 宏徳	北谷町社会福祉協議会 会長	内間 秀太郎	沖縄県食品衛生協会 中部支部 支部長
比嘉 光子	中部地区婦人連合会 会長	仲尾 洋子	沖縄県母子保健推進員連絡協議会 中部支部長
宮良 弘美	宜野湾市 健康増進課 課長	宮平 慎子	沖縄県栄養士会 理事

ウ 議事内容 (H27.9.25開催－第1回－)

(ア) 議事

a 審議事項

- ・ 沖縄県地域医療構想策定のプロセスについて
- ・ 地域医療構想策定ガイドラインについて
- ・ 沖縄県の医療需要と必要病床数推計について
- ・ 中部地区地域医療構想検討会議について

(イ) 質疑・意見交換など

エ 議事内容 (H28.1.18開催－第2回－)

(ア) 議事

a 審議事項等

- ・ 地域医療構想策定に係る中部圏域検討会議における議論のまとめ

(イ) 質疑・意見交換など

(3) 中部地区救急医療協議会

ア 概要

(ア) 設置根拠 沖縄県救急医療協議会・地区救急医療協議会運営要綱

(イ) 趣 旨 沖縄県における救急医療対策の推進と救急医療体制の整備促進を目的とし、県全域及び地区の救急医療関係者等の意見を把握する。

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
島袋 俊夫	中部市町村会 うるま市長	當山 亮	中部地区MC協議会 事務局
仲田 清剛	中部地区医師会 副会長	比嘉 信喜	中部徳洲会病院 副院長
渡慶次 彰	中部地区歯科医師会	高良剛ロベルト	県立中部病院 救急科部長
久場 良也	中部地区MC協議会 会長 ハートライフ病院 副院長	宮里 善次	中頭病院 院長
天久 武俊	中部地区MC協議会 事務局長		

ウ 議事内容（H28.3.11開催※管内健康危機管理対策連絡会議と併合開催）

(ア) 議事・報告事項

a 議事

- ・中部地区救急医療の状況について
- ・地域医療構想における救急医療体制、災害医療体制について

b 報告事項

- ・中部地区MC協議会活動実績報告
- ・救急告示病院と精神科医療機関との連絡体制について

(イ) 会議結果

委員からの主な意見など

- 医療機関としては多人数の高齢者を受け入れているが、これらの患者については治療後の受け入れ先を探すのが困難な実情がある。
- 救急医療の現場における状況に資するという点では、救急患者の多くを占めるであろう高齢者に関し、自宅からなのかあるいはいずれかの施設からなのかといったどこから来院しているのか把握・分析することも必要と思われる。
- 高齢の退院患者の受け入れ先の問題は喫緊の課題であり、保健医療計画協議会で別途検討していくこととなるものと思われる。
- ゼロ歳児・小児でみた場合、救急車による搬送児の8割が県立中部病院受診であり、一方で救急車搬送以外の搬送児の4割が県立中部病院受診であれば、救急隊レベルでは県立中部病院を選択搬送するケースが多い傾向にあると考えられ、そのあたりに搬送患者の振り分け・分散に関する改善の余地があるように思われる。
- 県立中部病院は周産期センター機能を有するため、その意味では最初から同院を選択し搬送することは事前の取り決めもあることから、ゼロ歳児については同院搬送で構わないものと思われる。
- ゼロ歳児は県立中部病院、小児については分散搬送といった積極的対応が必要と考えられる。
- 中部徳洲会病院の移転に伴い、患者の流れが全体として大きく変ることが予想される。
- 各消防においても、中部徳洲会病院の移転という地理的变化に起因する患者搬送に係る各種の変化などが生じるものと動向を注視しているところである。

2 健康危機管理対策

(1) 目的

健康危機の発生を未然に防ぐため、また健康被害が発生した場合に所内の危機管理体制を迅速に確保するとともに、関係機関と連携して被害の拡大防止を図る。

(2) 根拠

沖縄県健康危機管理対策要綱、沖縄県健康危機管理対策実施要領、中部保健所健康危機管理対策要綱

(3) 事業内容

ア 所内健康危機管理対策委員会

(基本的に毎月第4月曜日開催・平成27年度開催回数計8回)

イ 管内健康危機管理対策連絡会議 (平成28年3月11日開催)

(※平成27年度は中部地区救急医療協議会との併合開催)

健康被害の発生に備え、平時から管内の関係機関と情報交換を行い、迅速適切な即応体制を確保することを目的とする。

(ア) 出席者総数：16人 (重複者を除く)

(内訳) 地区医師会1人、地区歯科医師会1人、地区MC協議会2人、救急医療施設6人 (地区MC協議会1人含む)、消防関係7人 (地区MC協議会1人含む)、中部保健所1人

(イ) 議題

- ・中部地区救急医療の状況について
- ・地域医療構想における救急医療体制、災害医療体制について

(ウ) 報告事項

- ・中部地区MC協議会活動実績報告
- ・救急告示病院と精神科医療機関との連絡体制について

(エ) 意見交換

3 所内実習生受け入れ状況

平成27年度

種別	学校名	実習期間	日数	人数	実習目的	実習内容
医学	琉球大学 医学科	H27. 6. 4	半日	64人	衛生・環境行政の現場さらに高齢者福祉、医療の現場を実際に目にすることによって、保健・医療・福祉の多様化するニーズに対応する必要性を理解させる。	保健所の業務紹介
	琉球大学 医学部 保健学科	H27. 5. 11	半日	23人	地域アセスメントを学ぶ	・保健所の施設見学 ・保健所の公衆衛生活動
		H27 A:10/26 ～10/30 B:11/10 ～11/13	A:5日 B:5日	A:4人 B:4人	・保健所における公衆衛生活動を学ぶ ・地域で暮らす人々の健康課題の把握及び解決方法を学ぶ	・保健所の地域特性について事前学習 ・保健所の概要についてオリエンテーションを受ける ・保健所各班の分掌業務を学習・見学、体験する
保	名桜大学	H27 A:6/1 ～6/4 B:7/6 ～7/9	A:4日 B:4日	A:4人 B:5人	保健所における管轄地域の特性と公衆衛生活動の実際について学ぶ	・保健所の概要や管内の地域特性及び保健対策等についてオリエンテーションを受ける。 ・保健所各班の所掌業務を学習・見学、体験する。
健	沖縄県立看護大学	H27. 10. 19	1日	25人	沖縄県における衛生行政に関する保健所の機能・業務を学習する	・保健所管内の健康過大、保健所の役割・機能について ・保健所の健康危機管理体制の現状と課題について ・保健所管内市町村支援について
	美作大学 長崎国際大学	H27. 8/31～ 9/4	5日	4人	地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策を理解し、保健所の役割と公衆衛生について理解する。	保健所における公衆衛生実習 ・特定給食施設指導 ・栄養表示及び企業の指導 ・栄養情報提供店の普及 ・健康増進の食に関する施策の推進について ・健康増進グループ事業について (健康づくり・タバコ対策・歯科保健)
臨床 医 研修	県立中部病院	H27. 6/1 ～11/20	各5日	6人	地域保健・医療を必要とする患者とその家族に対して全人的に対応するために、保健所の役割について理解し、実践する。	研修担当医師等のスーパーバイズの下に、可能な限り保健所医師の仕事を実際に経験する。
食品 衛生	琉球大学	H27. 8. 31 ～9. 4	5日	1人	食品衛生監視員の業務内容について食品衛生広域監視班、生活衛生班で体験させる。	・重点監視施設の監視、営業施設の検査同行 ・微生物検査、理化学検査の実習

4 企画及び調整機能業務

(1) 所内会議

ア 定例班長会議

目 的：所の業務の調整及び日程等の確認

根 拠：行政組織規則、中部保健所所内会議設置要綱第3条、第4条

会議構成メンバー：

所長、各班長、企画調整担当

必要に応じて関係職員も参加

内 容：業務日程調整に関すること

業務日程の調整、確認に関すること

その他、組織の運営管理に関すること

各種協議会及び所内会議のあり方に関すること

実 績：開催回数約50回（毎週月曜日、月曜日が休日の場合は翌日開催）

イ 所内プロジェクト会議

(ア) 所内情報ネットワーク検討プロジェクト会議

目 的：所内情報ネットワークの構築

根 拠：中部保健所所内会議設置要綱 第6条(1)ア

内 容：所内情報ネットワーク構築・維持、情報収集・整理・提供方法の検討

開 催：不定期開催

(2) 市町村支援

目 的：市町村の保健活動が円滑に実施できるように、市町村に対する専門的かつ技術的な指導及び支援を行うとともに市町村職員等に対する研修を積極的に推進する。

根 拠：地域保健法第8条

ア 管内市町村長と中部保健所との連絡会議

目 的：管内市町村長と中部保健所との意見交換・情報共有

開 催：不定期開催

(3) 職員研修会

目 的：地域保健に関する必要な知識、技術及び態度の習得を図り、職員の資質向上及び職員の意識改革を行う。

根 拠：旧「保健所と福祉事務所の統合のあり方に関する基本計画」(3-3)のAに基づき実施

対象者：中部保健所の全職員

実 績：平成27年度開催1回